

# 地方からの提案個票

〈各府省第2次回答まで〉

通番	ヒアリング事項	個票のページ
44	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲（5件）	1～28
45	都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止（6件）	29～57
46	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止（2件）	58～66
25	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲（1件）	67～70
10	放課後児童クラブの補助条件の見直し（5件）	71～87
48	認可外保育施設に係る市町村への権限移譲（1件）	88～89
8	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止（1件）	90～95
47	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（17件）	96～162

※提案募集検討専門部会における議論等を踏まえて各府省第2次回答の内容が変更されることがあり得る。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 44

管理番号	193	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲				
提案団体	和歌山県、大阪府				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

重要流域※における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限については、都道府県に移譲する。

※重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる河川流域

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限は、地方分権一括法施行(平成12年)により農林水産大臣から都道府県知事へ一部権限移譲され、民有林のうち①水源涵養②土砂流出防備③土砂崩壊防備の重要流域内は農林水産大臣(直接執行事務)、①②③の重要流域以外は都道府県知事(法定受託事務)、それ以外の保安林は都道府県知事(自治事務)となっている。

また、保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更を農林水産大臣に申請する場合には、その森林に所在地を所管する都道府県知事は遅滞なくその申請書を農林水産大臣に進達しなければならないこととなっている。

上記①②③の重要流域内の保安林指定・解除及び指定施業要件の変更の権限を都道府県に移譲することにより、国が申請書を受理してから予定通知の施行までの期間(標準処理期間90日)が無くなることとなり、申請から指定までに要する期間は大幅に短縮されるものと考えられる。

また、現行でも県経由の際、県においても国と同様の審査をしたうえで申請書の進達を行っていることから、移譲後も都道府県において審査を遺漏なく実施することは可能である。

## 根拠法令等

“森林法第25条、第25条の2、第26条、第26条の2第1項、2の第2項、2の第3項、2の第4項、第27条の第1項、第2項、第3項、第32条の第1項、第2項、第3項、第33条の2、第33条の3第44条”

水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。

このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考ええる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

御懸念の「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に関する指定等の「基準」を示すことにより、都道府県の事務実施について一定の水準を保つことは可能ではないか。

なお、現行でも、重要流域の1～3号保安林以外の保安林の指定等については都道府県知事権限となっており同一の基準で審査しており、重要流域の1～3号保安林についても同様に都道府県知事の権限としたとしても、直ちに事務実施に支障が出るとは考えられない。よって、国が法令等で重要流域に関する指定等に関する「基準」を新たに示すことで重要流域の1～3号保安林の指定等事務・権限を都道府県が行うことは十分可能である。

また、権限移譲により、国の審査に要する期間が無くなれば、より一層事務の簡素化及び迅速化が図られ、申請者の負担軽減につながると考えられる。

以上のことから、同事務・権限については、都道府県に移譲すべき。

#### 全国知事会からの意見

重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要性があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとするれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。

○ 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大規模解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。

○ 保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。

また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。

○ 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事案や一定の種類 of 軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。

○ 転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の「流域」を災害等が発生した場合に周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このようなことから、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(193)

【提案団体に対する回答】

- 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。
- 転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の「流域」を災害等が発生した場合に周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このようなことから、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答（提案団体からの意見に対する回答と重複するものを除く）】

- 重要流域に所在する1～3号保安林の指定・解除は、以下の理由から、引き続き国の直接執行事務とすべきである。
  - ① 重要流域に所在する1～3号保安林の適正な配備は、国土を保全し国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。とりわけ、国土保全上又は国民経済上特に重要な「重要流域」の保全は、1～3号保安林の機能の根幹的部分をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。
  - ② 統一的・全国的な視野に立って適正な保安林の配備を行うことは国の責務である。このため、農林水産大臣がたてる全国森林計画において、保安林として管理すべき面積を計画しているところである。仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲した場合、ナショナルミニマムとして全国的な観点から保安林の適正な配備を行うことができず、国の責務を十全に果たせないおそれがある。
- 審査に必要な現地調査は、その一部を林野庁から都道府県に委託して実施し、大規模な解除案件等については、必要に応じて林野庁担当者が現地調査を行っており、これまで大きな問題が生じたことはない。
- 明治29年から30年に河川法、森林法、砂防法のいわゆる治水三法が制定されて以来、国土保全施策は、三位一体となって実施され、流域の保全を図っているものである。また、保安林の「重要流域」と河川の「一級水系」は共に国土保全上又

は国民経済上特に重要な区域であることから、重要流域の1～3号保安林と一級河川に係る権限は共に国が有している。このため、重要流域の1～3号保安林の指定・解除の権限移譲は、一級河川の都道府県への移管に合わせて行うこととしている。

したがって、「都道府県と河川管理者が十分に連携を図れば、保安林の指定・解除権限を移譲できるのではないか」とのご指摘は、的を射ていないと考える。

- 開発区域に降った雨水は必ず河川に流れ込むので、転用に係る保安林解除に際し、河川管理者と協議することとしている。

なお、河川管理者との協議の結果、開発に伴い増加する流出量（ピーク流量）を安全に流下させることができないと判断された場合には、事業者は、洪水調整池を設置し、開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下まで調整することが必要となる。

- 道路開設に限って都道府県に権限移譲するというご提案は、以下の理由から受け入れることはできない。

- ① 保安林の指定・解除権限は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県知事に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。

- ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県で分担している。したがって、道路開設という事業目的に着目して、解除権限のみを都道府県に移譲することは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。

- ③ 例えば、ダム建設等の公共工事の場合、事業者が本体工事等のほかに道路の付け替え工事等を実施するための解除申請者になるケースがある。仮に、ご提案の方法を採用した場合、事業者は、道路とそれ以外を分けて、それぞれ都道府県と国に申請し、審査を受けることになるため、事業者の事務が煩雑になるとともに、審査を行う都道府県と国の間で各種調整が必要となり、かえって事務の迅速化・簡素化に逆行する。

- ④ また、高速道路が建設される場合、道路自体がトンネルや橋梁の工事を含む大規模な工事になるほか、パーキングエリア等道路以外の施設工事もあるため、事前相談や審査時の補正が多く見られる。したがって、道路建設全般について、いずれの都道府県でも審査に係るノウハウが蓄積されているとは言えない。

- ⑤ トンネル工事や橋梁工事は鉄道建設でも行われる工事であるなど、実態上、道路建設とそれ以外の開発とを区分することは困難であり、公平性の観点から、採用できない。

- 一定面積以下の保安林解除権限を都道府県へ移譲することは、以下の理由から困難である。
  - ① 保安林の指定・解除は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。
  - ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県に分担している。したがって、解除面積の大きさや工事の内容の違いによって解除権限のみを区分しようとすることは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。
  - ③ 保安林の水源涵養や土砂流出防備等の機能は、面的な配置により、集水区域内の他の周辺地と一体となって機能を発揮する。このため、保安林解除を必要とする複数の工事がほぼ同時期に同一集水区域内で行われる場合、一体性がある開発行為として取り扱われる。この点、仮に、一定面積以下の解除案件について都道府県に権限移譲とした場合、工事の途中などで同一集水区域内の解除面積がその面積規模を超えると、当該案件は国の審査・処分に移ることになり、また、その逆の場合もあり得ることになる。したがって、ご提案の方法では、申請者にとって手続が煩雑になるなど、事務の迅速化・簡素化にかえて逆行することになる。
- 二都府県にまたがる二級河川の重要流域の保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲することは、以下の理由から困難である。
  - ① 国土保全又は国民経済上特に重要とされる重要流域の保全は、流域保全保安林の根幹をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。
  - ② 仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲すると、ナショナルミニマムとして全国的な観点から、適正な保安林の配置を行うという国の責務を十全に果たせないおそれがある。
  - ③ 例えば、廃棄物処分場や原子力発電所など、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務手続が煩雑となり、事務の複雑化・長期化が予想され、事務の迅速化・簡素化にかえて逆行することとなる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 44

管理番号 198 提案区分 A 権限移譲 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名) 保安林の指定、解除等の権限の移譲

提案団体 奈良県

制度の所管・関係府省  
農林水産省(林野庁)

## 求める措置の具体的内容

大臣権限である重要流域における1～3号保安林の指定、解除等を知事権限とすること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の経緯】

- ・大臣権限である保安林の指定、解除等については、国の審査、国からの予定通知、確定通知等の手続きがあり、指定や解除等の確定に相当の期間を要する。
- ・昨今、保安林の指定、解除等の事務処理については、迅速な手続きが求められている。
- ・全体の9割以上を占める大臣権限により行われている重要流域の1号～3号保安林の指定、解除等の手続きが、知事権限となれば、処理までの期間を短縮することが可能となる。
- ・保安林の解除を伴う公共工事についても、これまでより早期に着工することが可能となる。

### 【具体的な効果】

- ・指定の確定告示までの期間:  
大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日
- ・解除の確定告示までの期間:  
大臣権限(H25実績平均)約1年→知事権限(H25実績平均)約6ヶ月
- ・指定施業要件の変更の確定告示までの期間:  
大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日

### 【制度改正に伴う問題の有無】

- ・大臣権限における国の審査については、県が内容審査し進達しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差はない。
- ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行っており、重要流域における1～3号における権限を知事に移譲しても国土保全の根幹を揺るがすとは考えがたい。

## 根拠法令等

森林法第25条第1項、第26条第1項、第33条の2第1項、第196条の2



水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。

このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考ええる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・現在、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから国が直接事務を行っているが、その国の審査については、県が内容審査し進達しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はない。
- ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行っているが、適正な整備が損なわれることはない。
- ・1～3号における権限を知事に移譲しても、そのことにより、水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の適正な整備が損なわれるとは、考え難い。
- ・権限委譲を行うことにより、手続きの迅速化が図れるため、国民に対してメリットが生じることとなる。
- ・以上により、従来どおり国の直接事務とするのではなく、都道府県知事に権限委譲することが適当であると考ええる。

#### 全国知事会からの意見

重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。  
仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとすれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。
- 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大臣解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。
- 保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。  
また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。
- 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。
- 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山

治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事案や一定の種類 of 軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。

○ 大臣権限保安林の国での解除審査では、9割を超える案件で補正が生じており、国の審査は形式的なものとはなっていない。都道府県に権限移譲を行った場合、審査内容が不十分なまま解除される等の事案の発生が懸念される。

○ 重要流域に所在する1～3号保安林の指定・解除は、以下の理由から、引き続き国の直接執行事務とすべきである。

① 重要流域に所在する1～3号保安林の適正な配備は、国土を保全し国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。とりわけ、国土保全上又は国民経済上特に重要な「重要流域」の保全は、1～3号保安林の機能の根幹的部分をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。

② 統一的・全国的な視野に立って適正な保安林の配備を行うことは国の責務である。このため、農林水産大臣がたてる全国森林計画において、保安林として管理すべき面積を計画しているところである。仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲した場合、ナショナルミニマムとして全国的な観点から保安林の適正な配備を行うことができず、国の責務を十全に果たせないおそれがある。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(198)

【提案団体に対する回答】

○ 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。

○ 大臣権限保安林の国での解除審査では、9割を超える案件で補正が生じており、国の審査は形式的なものとはなっていない。都道府県に権限移譲を行った場合、審査内容が不十分なまま解除される等の事案の発生が懸念される。

○ 重要流域に所在する1～3号保安林の指定・解除は、以下の理由から、引き続き国の直接執行事務とすべきである。

① 重要流域に所在する1～3号保安林の適正な配備は、国土を保全し国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。とりわけ、国土保全上又は国民経済上特に重要な「重要流域」の保全は、1～3号保安林の機能の根幹的部分をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。

② 統一的・全国的な視野に立って適正な保安林の配備を行うことは国の責務である。このため、農林水産大臣がたてる全国森林計画において、保安林として管理すき面積を計画しているところである。仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲した場合、ナショナルミニマムとして全国的な観点から保安林の適正な配備を行うことができず、国の責務を十全に果たせないおそれがある。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答（提案団体からの意見に対する回答と重複するものを除く）】

○ 転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の「流域」を災害等が発生した場合に周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

○ 審査に必要な現地調査は、その一部を林野庁から都道府県に委託して実施し、大規模な解除案件等については、必要に応じて林野庁担当者が現地調査を行っており、これまで大きな問題が生じたことはない。

- 明治29年から30年に河川法、森林法、砂防法のいわゆる治水三法が制定されて以来、国土保全施策は、三位一体となって実施され、流域の保全を図っているものである。また、保安林の「重要流域」と河川の「一級水系」は共に国土保全上又は国民経済上特に重要な区域であることから、重要流域の1～3号保安林と一級河川に係る権限は共に国が有している。このため、重要流域の1～3号保安林の指定・解除の権限移譲は、一級河川の都道府県への移管に合わせて行うこととしている。

したがって、「都道府県と河川管理者が十分に連携を図れば、保安林の指定・解除権限を移譲できるのではないか」とのご指摘は、的を射ていないと考える。

- 開発区域に降った雨水は必ず河川に流れ込むので、転用に係る保安林解除に際し、河川管理者と協議することとしている。

なお、河川管理者との協議の結果、開発に伴い増加する流出量（ピーク流量）を安全に流下させることができないと判断された場合には、事業者は、洪水調整池を設置し、開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下まで調整することが必要となる。

- 道路開設に限って都道府県に権限移譲するというご提案は、以下の理由から受け入れることはできない。

- ① 保安林の指定・解除権限は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県知事に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。

- ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県で分担している。したがって、道路開設という事業目的に着目して、解除権限のみを都道府県に移譲することは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。

- ③ ダム建設等の公共工事の場合、事業者が本体工事等のほかに道路の付け替え工事等を実施するための解除申請者になるケースがある。仮に、ご提案の方法を採用した場合、事業者は、道路とそれ以外を分けて、それぞれ都道府県と国に申請し、審査を受けることになるため、事業者の事務が煩雑になるとともに、審査を行う都道府県と国の間で各種調整が必要となり、かえって事務の迅速化・簡素化に逆行する。

- ④ 高速道路が建設される場合、道路自体がトンネルや橋梁の工事を含む大規模な工事になるほか、パーキングエリア等道路以外の施設工事もあるため、事前相談や審査時の補正が多く見られる。したがって、道路建設全般について、いずれの都道府県でも審査に係るノウハウが蓄積されているとは言えない。

- ⑤ トンネル工事や橋梁工事は鉄道建設でも行われる工事であるなど、実態上、道路建設とそれ以外の開発とを区分することは困難であり、公平性の観点から、採用できない。
- 一定面積以下の保安林解除権限を都道府県へ移譲することは、以下の理由から困難である。
  - ① 保安林の指定・解除は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。
  - ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県に分担している。したがって、解除面積の大きさや工事の内容の違いによって解除権限のみを区分しようとすることは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。
  - ③ 保安林の水源涵養や土砂流出防備等の機能は、面的な配置により、集水区域内の他の周辺地と一体となって機能を発揮する。このため、保安林解除を必要とする複数の工事がほぼ同時期に同一集水区域内で行われる場合、一体性がある開発行為として取り扱われる。この点、仮に、一定面積以下の解除案件について都道府県に権限移譲するとした場合、工事の途中などで同一集水区域内の解除面積がその面積規模を超えると、当該案件は国の審査・処分に移ることになり、また、その逆の場合もあり得ることになる。したがって、ご提案の方法では、申請者にとって手続きが煩雑になるなど、事務の迅速化・簡素化にかえて逆行することになる。
- 二都府県にまたがる二級河川の重要流域の保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲することは、以下の理由から困難である。
  - ① 国土保全又は国民経済上特に重要とされる重要流域の保全は、流域保全保安林の根幹をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。
  - ② 仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲すると、ナショナルミニマムとして全国的な観点から適正な保安林の配置を行うという国の責務を十全に果たせないおそれがある。
  - ③ 例えば、廃棄物処分場や原子力発電所など、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務手続きが煩雑となり、事務の複雑化・長期化が予想され、事務の迅速化・簡素化にかえて逆行することとなる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 44

管理番号	206	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	民有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲				
提案団体	青森県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

国に事務・権限がある重要流域に係る第1～3号保安林の指定・解除等について、その事務・権限を都道府県に移譲する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### (1)現状

重要流域における第1～3号民有保安林の指定・解除等の事務・権限が国にあるため、申請から決定告示までに相当の期間(約1年程度)を要しており、迅速な行政手続きのネックとなっている。

### (2)支障事例

#### ア 指定

・ 申請後は保安林と同等の行為制限(伐採・作業行為等)が森林所有者に課せられるにもかかわらず、決定告示まで税法上の優遇措置が受けられないため、県民への行政サービスの低下を招いている。

#### イ 解除

・ 予定告示まで申請地の用地活用が図れないため、県民への行政サービスの低下を招いている。

#### <手続きの流れ>

申請(知事)→適否審査(大臣)→予定通知(大臣)→予定告示(知事)  
→決定告示(大臣)

### (3)要望内容

重要流域のうち、2以上の都府県にわたらない流域における第1～3号民有保安林指定・解除等の事務・権限について、手続きに要する期間の短縮(約2～3ヶ月に短縮)を図るため、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」の方針の趣旨に即して、都道府県知事に移譲していただきたい。

## 根拠法令等

森林法第25、26条

水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。

このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考ええる。

その一方で、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」では、「一級河川の全区間の都道府県への移管に合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する」としていることから、現行の地方分権に係る整理に基づき対応可能。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

#### 全国知事会からの意見

重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要性があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとするれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。

○ 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大規模解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。

○ 保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。

また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。

○ 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事案や一定の種類の軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 44

管理番号	333	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	保安林の指定・解除の一部移譲				
提案団体	群馬県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

既開設道路の曲線修正や法面保護工事のような比較的軽微な改良工事については、県民の利便性向上につながるため、保安林の解除に係る権限を知事に移譲すべき。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- ①地方分権改革推進委員会第1次勧告で都道府県への移譲で取り上げられた重要流域の民有林の保安林の指定・解除の権限については、土地利用(開発・保全)の権限のほとんどが地方に移管される中、未だに国に残っている。
- ②保安林区域内においては、幅員4m以下の林道等については、工事等を行う場合、「作業許可」として知事が処理できる。一方、幅員4mを超える道路については、曲線改良や法面保護等の小規模な工事であっても、重要流域であることをもって国(林野庁)による保安林解除が必要となっている。こうした工事は、現に作業許可で実施している内容(規模)と大差なく、県で処理することにより、工期の短縮等が図られ、県民の利便性向上につながる。
- ③下流域への影響を考えた場合、幅員や道路の属性による差異は関係なく、(解除する総)面積の方がより重要な要素である。
- ④農林水産省は、第43回地方分権改革推進委員会において、国民の生命・財産の保全及び地球温暖化対策における国の責任の観点から直接執行が必要とする資料を提出しているが、公益上の理由のうち既開設道路の改良工事に係るものなどに限定した場合には、そうした懸念は当たらない。
- ⑤本県では、世界遺産に登録された資産に向かう道路が地滑りのため通行できなくなっており、本格的な復旧工事を行うためには保安林解除が必要であるが、手続に時間がかかれば、資産へのアクセスが支障を来すことになる。

## 根拠法令等

森林法第25条、第26条

既開設道路の改良工事であっても、隣接する保安林を恒久的に道路の一部とする場合には、その面積にかかわらず保安林の指定を解除する必要がある。なお、車道幅員が4m以下の林道等は、保安林の施業・管理に必要(最小限)な施設として、保安林の一部として取り扱うとともに、作業許可の対象としているものである。

保安林指定・解除の権限は、水源涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林については、その受益は広域的であり、かつ、国土の保全や国民経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の維持に資するものであることから、国の権限に属することとし、当該保安林のうち根幹的部分をなす重要流域については、農林水産大臣が直接事務を行うこととなっている。

このように、保安林指定・解除の権限は、保安林の指定目的及び流域の重要性により、当該保安林の指定・解除権者が一致するよう区分している。ご提案のように保安林解除面積の大小により権限の区分を行うことは、保安林制度における権限の区分の考え方になじまないため、困難である。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ①車道幅員が4m以下の林道等は、保安林の施業・管理に必要(最小限)な施設として、保安林の一部として取り扱うとともに、作業許可の対象としているが、実際には、提案募集検討専門部会の兵庫県提出資料にもあるとおり、要解除面積でいうと5haを超えるような大規模なものも含まれている。
- ②農林水産大臣が直接事務を行うことの全てを否定するものではないが、軽微な事案については、形式的な審査が中心であるにも関わらず、事案が重なると遅延する傾向があることや掲載のタイミングにより官報告示に時間を要するなどデメリットも大きいことから、移譲を求めているものである。
- ③斜面崩壊・落石対策・雪崩対策・災害復旧などの早期着工による危険の除去など住民が受けるメリットを勘案すれば、権限の移譲を積極的に進めるべきである。
- ④権限の区分の考え方になじまないことを理由としているが、事後報告等立法上工夫できる余地は十分あるものとする。

### 全国知事会からの意見

林野庁以外が所管する国有保安林及び重要流域における1号～3号民有保安林の指定の解除権限については、手挙げ方式により都道府県に知事に移譲するべきである。(重要流域の1号～3号保安林は法定受託事務として都道府県知事に移譲)

### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要性があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。  
仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとなれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。
- 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大規模解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。
- 保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。  
また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。

○ 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事案や一定の種類 of 軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

#### 各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。

○ 車道幅員4m以下の林道等については、保安林の管理上必要な施設であり、他の道路と同一の扱いを行わないという合理的な理由を有していると考ええる。

○ ご意見の中で「事案が重なると国の審査が遅延する傾向になる」と述べられているが、貴県の場合、過去3年間で全ての案件が20日以下で国の審査を了している。

○ 都道府県知事の判断により、保安林の解除手続を待たずに災害復旧工事を行うことや、解除予定告示後40日経過すれば、一定の手続をとることにより工事着手が可能であることから、貴県側でもこれら制度の効果的な運用についてご検討いただきたい。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

### (333) 大臣権限保安林の知事への移譲

#### 【提案団体に対する回答】

- 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。
- 車道幅員4m以下の林道等については、保安林の管理上必要な施設であり、他の道路と同一の扱いを行わないという合理的な理由を有していると考える。
- ご意見の中で「事案が重なると国の審査が遅延する傾向になる」と述べられているが、貴県の場合、過去3年間で全ての案件が20日以下で国の審査を了している。
- 都道府県知事の判断により、保安林の解除手続を待たずに災害復旧工事を行うことや、解除予定告示後40日経過すれば、一定の手続をとることにより工事着手が可能であることから、貴県側でもこれら制度の効果的な運用についてご検討いただきたい。

#### 【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 重要流域に所在する1～3号保安林の指定・解除は、以下の理由から、引き続き国の直接執行事務とすべきである。
  - ① 重要流域に所在する1～3号保安林の適正な配備は、国土を保全し国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。とりわけ、国土保全上又は国民経済上特に重要な「重要流域」の保全は、1～3号保安林の機能の根幹的部分をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。
  - ② 統一的・全国的な視野に立って適正な保安林の配備を行うことは国の責務である。このため、農林水産大臣がたてる全国森林計画において、保安林として管理すべき面積を計画しているところである。仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲した場合、ナショナルミニマムとして全国的な観点から保安林の適正な配備を行うことができず、国の責務を十全に果たせないおそれがある。
- 転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の「流域」を災害等が発生した場合に周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

- 審査に必要な現地調査は、その一部を林野庁から都道府県に委託して実施し、大規模な解除案件等については、必要に応じて林野庁担当者が現地調査を行っており、これまで大きな問題が生じたことはない。
- 明治29年から30年に河川法、森林法、砂防法のいわゆる治水三法が制定されて以来、国土保全施策は、三位一体となって実施され、流域の保全を図っているものである。また、保安林の「重要流域」と河川の「一級水系」は共に国土保全上又は国民経済上特に重要な区域であることから、重要流域の1～3号保安林と一級河川に係る権限は共に国が有している。このため、重要流域の1～3号保安林の指定・解除の権限移譲は、一級河川の都道府県への移管に合わせて行うこととしている。

したがって、「都道府県と河川管理者が十分に連携を図れば、保安林の指定・解除権限を移譲できるのではないか」とのご指摘は、的を射ていないと考える。

- 開発区域に降った雨水は必ず河川に流れ込むので、転用に係る保安林解除に際し、河川管理者と協議することとしている。

なお、河川管理者との協議の結果、開発に伴い増加する流出量（ピーク流量）を安全に流下させることができないと判断された場合には、事業者は、洪水調整池を設置し、開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下まで調整することが必要となる。

- 道路開設に限って都道府県に権限移譲するというご提案は、以下の理由から受け入れることはできない。
  - ① 保安林の指定・解除権限は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県知事に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。
  - ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県で分担している。したがって、道路開設という事業目的に着目して、解除権限のみを都道府県に移譲することは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。
  - ③ 例えば、ダム建設等の公共工事の場合、事業者が本体工事等のほかに道路の付け替え工事等を実施するための解除申請者になるケースがある。仮に、ご提案の方法を採用した場合、事業者は、道路とそれ以外を分けて、それぞれ都道府県と国に申請し、審査を受けることになるため、事業者の事務が煩雑になるとともに、審査を行う都道府県と国の間で各種調整が必要となり、かえって事務の迅速化・簡素化に逆行する。

- ④ また、高速道路が建設される場合、道路自体がトンネルや橋梁の工事を含む大規模な工事になるほか、パーキングエリア等道路以外の施設工事もあるため、事前相談や審査時の補正が多く見られる。したがって、道路建設全般について、いずれの都道府県でも審査に係るノウハウが蓄積されているとは言えない。
  - ⑤ トンネル工事や橋梁工事は鉄道建設でも行われる工事であるなど、実態上、道路建設とそれ以外の開発とを区分することは困難であり、公平性の観点から、採用できない。
- 一定面積以下の保安林解除権限を都道府県へ移譲することは、以下の理由から困難である。
- ① 保安林の指定・解除は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。
  - ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県に分担している。したがって、解除面積の大きさや工事の内容の違いによって解除権限のみを区分しようとすることは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。
  - ③ 保安林の水源涵養や土砂流出防備等の機能は、面的な配置により、集水区域内の他の周辺地と一体となって機能を発揮する。このため、保安林解除を必要とする複数の工事がほぼ同時期に同一集水区域内で行われる場合、一体性がある開発行為として取り扱われる。この点、仮に、一定面積以下の解除案件について都道府県に権限移譲とした場合、工事の途中などで同一集水区域内の解除面積がその面積規模を超えると、当該案件は国の審査・処分に移ることになり、また、その逆の場合もあり得ることになる。したがって、ご提案の方法では、申請者にとって手続きが煩雑になるなど、事務の迅速化・簡素化にかえて逆行することになる。
- 二都府県にまたがる二級河川の重要流域の保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲することは、以下の理由から困難である。
- ① 国土保全又は国民経済上特に重要とされる重要流域の保全は、流域保全保安林の根幹をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。
  - ② 仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲すると、ナショナルミニマムとして全国的な観点から、適正な保安林の配置を行うという国の責務を十全に果たせないおそれがある。

- ③ 例えば、廃棄物処分場や原子力発電所など、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務手続が煩雑となり、事務の複雑化・長期化が予想され、事務の迅速化・簡素化にかえって逆行することとなる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 44

管理番号	809	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	大臣権限に係る保安林指定及び解除の権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	兵庫県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定及び解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【現行】

重要流域において水源のかん養や、土砂の流出・崩壊の防備のため必要がある場合において、農林水産大臣は保安林として指定・解除を行うことができる。

### 【制度改革の必要性】

実際には、これまでも大臣権限の保安林の指定及び指定解除について、都道府県知事が国の委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。

大臣権限と知事権限で指定及び解除の基準に差異はない。

### 【支障事例】

指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例も)を要しており、申請者からの問い合わせに対応するケースも見受けられる。

### 【改正による効果】

このため、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められることもあり、権限移譲により、相当な事務の迅速化が図られる。

地方分権により、森林保全の観点から世界的に疑問や懸念の声があるとは考えられず、国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。

## 根拠法令等

森林法第25条、第26条



水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。

このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考ええる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・これまでも保安林の制限管理は都道府県知事が行ってきた。
- ・実質上、大臣権限であっても国からの委託により都道府県知事が事務を執行している。
- ・これまで保安林の解除を原因とした国土保全上の支障が発生したこともなく、2以上の都道府県の区域にわたる流域での解除であっても、該当都道府県との間で調整することで対応可能である。

#### 全国知事会からの意見

重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。  
仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとすれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。

○ 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大規模解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。

○ 保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。  
また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。

○ 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事案や一定の種類の軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都道府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都道府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。

○ 大臣権限保安林の国での解除審査では、9割を超える案件で補正が生じており、国の審査は形式的なものとはなっていない。都道府県に権限移譲を行った場合、審査内容が不十分なまま解除される等の事案の発生が懸念される。

○ 二都府県にまたがる二級河川の重要流域の保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲することは、以下の理由から困難である。

① 国土保全又は国民経済上特に重要とされる重要流域の保全は、流域保全保安林の根幹をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。

② 仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲すると、ナショナルミニマムとして全国的な観点から、適正は保安林の配置を行うという国の責務を十全に果たせないおそれがある。

③ 例えば、廃棄物処分場や原子力発電所など、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務手続が煩雑となり、事務の複雑化・長期化が予想され、事務の迅速化・簡素化にかえって逆行することとなる

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(809)

【提案団体に対する回答】

- 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。〔基本③〕
- 大臣権限保安林の国での解除審査では、9割を超える案件で補正が生じており、国の審査は形式的なものとはなっていない。都道府県に権限移譲を行った場合、審査内容が不十分なまま解除される等の事案の発生が懸念される。
- 二都府県にまたがる二級河川の重要流域の保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲することは、以下の理由から困難である。
  - ① 国土保全又は国民経済上特に重要とされる重要流域の保全は、流域保全保安林の根幹をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。
  - ② 仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲すると、ナショナルミニマムとして全国的な観点から、適正は保安林の配置を行うという国の責務を十全に果たせないおそれがある。
  - ③ 例えば、廃棄物処分場や原子力発電所など、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務手続が煩雑となり、事務の複雑化・長期化が予想され、事務の迅速化・簡素化にかえって逆行することとなる。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答（提案団体からの意見に対する回答と重複するものを除く）】

- 重要流域に所在する1～3号保安林の指定・解除は、以下の理由から、引き続き国の直接執行事務とすべきである。
  - ① 重要流域に所在する1～3号保安林の適正な配備は、国土を保全し国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。とりわけ、国土保全上又は国民経済上特に重要な「重要流域」の保全は、1～3号保安林の機能の根幹的部分をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。
  - ② 統一的・全国的な視野に立って適正な保安林の配備を行うことは国の責務である。このため、農林水産大臣がたてる全国森林計画において、保安林として管理すべき面積を計画しているところである。仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲した場合、ナショナルミニマムとして全国的な観点から保安林の適正な配備を行うことができず、国の責務を十全に果たせないおそれがある。

- 転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の「流域」を災害等が発生した場合に周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。
- 審査に必要な現地調査は、その一部を林野庁から都道府県に委託して実施し、大規模な解除案件等については、必要に応じて林野庁担当者が現地調査を行っており、これまで大きな問題が生じたことはない。
- 明治29年から30年に河川法、森林法、砂防法のいわゆる治水三法が制定されて以来、国土保全施策は、三位一体となって実施され、流域の保全を図っているものである。また、保安林の「重要流域」と河川の「一級水系」は共に国土保全上又は国民経済上特に重要な区域であることから、重要流域の1～3号保安林と一級河川に係る権限は共に国が有している。このため、重要流域の1～3号保安林の指定・解除の権限移譲は、一級河川の都道府県への移管に合わせて行うこととしている。

したがって、「都道府県と河川管理者が十分に連携を図れば、保安林の指定・解除権限を移譲できるのではないか」とのご指摘は、的を射ていないと考える。

- 開発区域に降った雨水は必ず河川に流れ込むので、転用に係る保安林解除に際し、河川管理者と協議することとしている。

なお、河川管理者との協議の結果、開発に伴い増加する流出量（ピーク流量）を安全に流下させることができないと判断された場合には、事業者は、洪水調整池を設置し、開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下まで調整することが必要となる。

- 道路開設に限って都道府県に権限移譲するというご提案は、以下の理由から受け入れることはできない。
  - ① 保安林の指定・解除権限は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県知事に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。
  - ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県で分担している。したがって、道路開設という事業目的に着目して、解除権限のみを都道府県に移譲することは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。

- ③ 例えば、ダム建設等の公共工事の場合、事業者が本体工事等のほかに道路の付け替え工事等を実施するための解除申請者になるケースがある。仮に、ご提案の方法を採用した場合、事業者は、道路とそれ以外を分けて、それぞれ都道府県と国に申請し、審査を受けることになるため、事業者の事務が煩雑になるとともに、審査を行う都道府県と国の間で各種調整が必要となり、かえって事務の迅速化・簡素化に逆行する。
  - ④ また、高速道路が建設される場合、道路自体がトンネルや橋梁の工事を含む大規模な工事になるほか、パーキングエリア等道路以外の施設工事もあるため、事前相談や審査時の補正が多く見られる。したがって、道路建設全般について、いずれの都道府県でも審査に係るノウハウが蓄積されているとは言えない。
  - ⑤ トンネル工事や橋梁工事は鉄道建設でも行われる工事であるなど、実態上、道路建設とそれ以外の開発とを区分することは困難であり、公平性の観点から、採用できない。
- 一定面積以下の保安林解除権限を都道府県へ移譲することは、以下の理由から困難である。
- ① 保安林の指定・解除は、農林水産大臣又は都道府県知事の裁量判断に委ねられている一般処分であって、本来、その権限は同一者に属させるべきであり、解除権限のみを都道府県に移譲することは、責任の所在が曖昧になり、採用すべきでない。
  - ② 保安林の指定・解除は、保安林が周辺にもたらす影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、権限を国と都道府県に分担している。したがって、解除面積の大きさや工事の内容の違いによって解除権限のみを区分しようとすることは、保安林制度の趣旨・理念に合致しない。
  - ③ 保安林の水源涵養や土砂流出防備等の機能は、面的な配置により、集水区域内の他の周辺地と一体となって機能を発揮する。このため、保安林解除を必要とする複数の工事がほぼ同時期に同一集水区域内で行われる場合、一体性がある開発行為として取り扱われる。この点、仮に、一定面積以下の解除案件について都道府県に権限移譲するとした場合、工事の途中などで同一集水区域内の解除面積がその面積規模を超えると、当該案件は国の審査・処分に移ることになり、また、その逆の場合もあり得ることになる。したがって、ご提案の方法では、申請者にとって手続きが煩雑になるなど、事務の迅速化・簡素化にかえって逆行することになる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 根拠法令等

保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県の執行については、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言として示された「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」(最終改正:平成25年4月1日付け24林整治第2742号 林野庁長官から各都道府県知事宛通知)に基づいて各都道府県が定めた基準に従い、適正な審査を行っている。

また、国が流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことで、県は前記と同様に適切な執行が可能であることから、国への協議は廃止すべき。(なお、流域が都道府県にまたがる場合を除く。)

## 全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止するべきである。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)



(168)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、現在に至っている。

- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール（i）②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 根拠法令等

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保安林(重要流域以外)の指定の解除については、現行でも一定の面積要件を下回る案件については農林水産大臣協議は不要とされており、面積の違いにより取扱いを分けることには合理性がないと考える。

大臣協議の廃止により、協議に要する期間が無くなれば、より一層事務の簡素化及び迅速化が図られ、申請者の負担軽減につながる。

管理番号193「重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲」に関連する見直し(権限移譲)と併せて廃止すべき。

## 全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止すべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
  - 森林の開発面積が1haを超えると、災害等の危険性が増大するとの調査結果があり、一定面積以上の保安林解除を国への同意を要する協議としていることは合理的であるとする。
- (別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(194)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 森林の開発面積が1 ha を超えると、災害等の危険性が增大するとの調査結果があり、一定面積以上の保安林解除を国への同意を要する協議としていることは合理的であると考える。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、それ以降、論議されず現在に至っている。
- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール(i)②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 根拠法令等

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

また、保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

これまでも知事権限に係る保安林解除については、法定受託事務又は自治事務として国の通知(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知、昭和45年6月2日付け45林野治第921号長官通知)に基づき適正に処理しているところであり、国土保全上の実効性の担保や流域保全の観点から慎重に検討する必要があるとのことであれば、その判断基準を上記の通知等で示していただくことにより、国の同意を不要とできるのではないかと考える。

#### 全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止すべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないかと考える。足りないとなれば、その理由は何か。



○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「国土保全上の実効性の担保や流域保全の観点からの審査基準を都道府県に示すことにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(229)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「国土保全上の実効性の担保や流域保全の観点からの審査基準を都道府県に示すことにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、現在に至っている。

- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール（i）②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【制度改正の必要性】**  
公共事業等に伴う保安林の解除において、国への協議を廃止することにより、事務処理期間が短縮されスムーズに事業が執行でき、地域住民の生活の利便性の向上等が期待できる。

**【懸念の解消】**  
知事権限の保安林解除においても、国権限の解除と同等の審査を実施していることから、協議の廃止に伴う保安林の持つ公益的機能の著しい低下等への懸念はないと考える。

## 根拠法令等

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

また、保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

流域の保全に広く影響を及ぼすものや、流域保全の観点を含め慎重に検討する必要がある場合においても、都道府県を跨がない流域については、都道府県単位において慎重な検討が可能であり、都道府県のみ審査でも国土保全上の実効性や保安林の機能の維持は担保され则认为。

保安林解除に係る国の同意については、同じ審査基準を用いて審査しており、都道府県と国とで二重に審査することとなっている。

#### 全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止すべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「同意を要する協議を行う解除案件は県と国で二重に審査しているので廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(245)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「同意を要する協議を行う解除案件は県と国で二重に審査しているので廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、それ以降、論議されず現在に至っている。
- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール(i)②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地

に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号	819	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	知事権限に係る保安林解除(1ha又は5ha以上)に際しての大臣協議の廃止				
提案団体	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

知事権限の保安林(重要流域外における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定の解除については、現行では指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)にあつては1ha以上、公益上の理由の解除(同条第2項)にあつては5ha以上の場合、大臣協議を必要とされているが、解除に際しての大臣協議を廃止すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【現行】

これまで大臣権限の保安林の指定解除についても都道府県知事が国の委託を受けており、解除に必要な専門的知識を有している。

このため、大臣協議の必要な案件にあつても、地方自治法第250条の3第1項の規定による農林水産大臣の同意の基準等を定めて、都道府県知事がこれを基に審査を行い、形式的な補正作業はあつても最終的には権限者の都道府県知事に判断を委ねているのが実情である。

### 【制度改正の必要性】

都道府県毎の執行に大きな差異が生じかねないとの懸念は、上記の同意基準があるため問題はなく、仮に懸念があるとすれば、同意基準の内容充実で対応できる。

大規模解除案件が今後増加するものと見込まれることから、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められる中、国における当該協議の標準処理期間は1ヵ月であり、都道府県における協議書作成時間を合わせると廃止により一層の事務の簡素化が図れる。

これまでの実績から協議制を廃止しても何ら支障は生じないと考える。

## 根拠法令等

森林法第26条の2第4項第1号、森林法施行令第3条の3

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・これまでも都道府県知事は、大規模解除について、法定受託事務として慎重かつ厳格な対応を行っており、支障を及ぼす事態が発生したことがない。  
・大規模解除について、国において影響を懸念されるのであれば、法定受託事務に基づく処理基準等を強化し、地域の実情に精通した都道府県知事が責任をもって対応することで担保は可能である。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「処理基準等を強化することにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

( 8 1 9 )

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「処理基準等を強化することにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。  
なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、それ以降、論議されず現在に至っている。
- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県

の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール（i）②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 根拠法令等

保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県の執行については、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言として示された「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」(最終改正:平成25年4月1日付け24林整治第2742号 林野庁長官から各都道府県知事宛通知)に基づいて各都道府県が定めた基準に従い、適正な審査を行っている。

また、国が流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことで、県は前記と同様に適切な執行が可能であることから、国への協議は廃止すべき。(なお、流域が都道府県にまたがる場合を除く。)

## 全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止するべきである。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)



(964)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、それ以降、論議されず現在に至っている。

- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール（i）②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 46

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

森林法第6条第5項の規定による大臣協議、同意については、全国的な政策目標を定めている全国森林計画における伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、保安林整備の計画量について、林野庁が算出した割当量を都道府県に強いるシステムとなっており、県が森林計画区の実情に基づく計画量を掲げることが困難となっている。協議については、技術的助言の機会として許容できるが、同意規定については廃止すべきである。

## 根拠法令等

地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が広域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば回復に長期を要するものであることから、将来にわたり国民が享受することができるよう無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保育を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していく必要がある。

このため、全国44の広域流域ごとに森林の整備・保全の目標を設定し、その達成に必要な伐採立木材積等の計画量を定めた全国森林計画を、都道府県知事の意見を聴いた上で策定している。

都道府県知事が策定する地域森林計画については、この全国森林計画と整合したものとする必要があること、伐採等にかかる勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律について都道府県にかかわらず一定の水準を保つ必要があること等から、当該計画の樹立等に係る国との協議・同意を廃止することはできない。

なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地方分権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年に林道開設延長及び治山事業施行地区数については対象から外し、必要最低限の項目に限定しているところ。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律等について全国一定の水準を保つことは必要であると考えますが、地域森林計画を変更する場合において「対象とする森林の区域」や「林道の開設及び改良に関する計画」の変更は、森林施業や保護の方法の規律等の変更は行わない極めて軽易な内容であるので、協議の対象から除外すべきである。

また、同意対象事項を変更する場合においても、その計画量の変更が、あらかじめ示されている大臣協議同意基準を満たす範囲内であれば、同様に軽易な変更と考えられるので、同意対象から除外すべきである。

### 全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、都道府県が定める地域森林計画策定に当たっての国への協議、同意については、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)、造林面積その他造林に関する事項、間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項、林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項、保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項に係る部分は協議とし、その他の部分は廃止すべきである。

### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告での整理で、地域森林計画のうち
  - ・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
  - ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)
  - ・造林面積その他造林に関する事項
  - ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
  - ・保安林の整備

に係る部分は協議のみ許容、その他の部分は国協議を許容するメルクマール非該当とされていることから、それぞれ国同意又は協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障はあるのか。

- 特に、現在国の同意協議が必要とされている伐採立木材積等、保安林の整備については、国が定める総量的な具体的基準をもとに都道府県が計画を策定するものではなく、また、所定の計算式に当てはめ、20%以内の増減内であれば同意されるなど、地域森林計画と全国森林計画が同意を要するほど整合性を求めるものでないことから、同意を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 同意を廃止しても、各都道府県において国が示すガイドラインに基づいて統一的な判断ができる一方、国は必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を適切に活用することにより、地域森林計画について一定の規律水準を保つことができるのではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

**【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】**

○ 国の同意・協議を廃止した場合、森林の取扱いの根幹にかかる計画量について、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障が生じる。また、協議を廃止した場合、伐採等にかかる勧告命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制や各種補助金の要件について全国的な視点からの一定水準の確保が困難となる。なお、本同意・協議は、第三次勧告に示された(i)の(a)(b)のメルクマールに該当すると考えている。

○ 同意・協議を要する計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が定める計画量等の具体的基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。同意に当たっては、地域の実情を踏まえ20%以内の増減の幅を設定しており、地域森林計画の計画量はその範囲を逸脱する場合は、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の発揮に支障が生じる。

なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおりである一方、造林は計画を大幅に下回っており、こうした実態を後追いで計画が策定されれば、将来にわたって多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念。

○ 地方自治法に基づく是正の要求等をした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切ではない。

また、事後の是正では、是正前の地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画や森林経営計画、伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、多大な労力と時間を要するとともに、不適切な伐採の回復に長年月と多額の資金が必要となる。

**【提案団体からの意見への回答】**

○ 「対象とする森林の区域」は、森林の量自体に係る項目であり、同意・協議事項である伐採材積等と緊密に関係するとともに、「林道の開設及び改良に関する計画」は森林整備の基盤となるものであり伐採材積等に対応して計画することが重要であることから、両事項とも変更の場合であっても国との協議は必要である。

同意・協議事項について、変更が同意基準の範囲内であれば対象から除外するとの意見については、当該事項が基準の範囲内である旨の確認を要するため、引き続き国との同意・協議は必要である。なお、軽微な変更の場合や同意基準の範囲内の場合は協議等に時間を要せず、公告・縦覧期間と並行して事前協議を実施すること等により、本協議においては直ちに同意等を通知することから、同意・協議又は協議に策定手続き上の負担や支障は生じないと考える。

(詳細は別紙のとおり)

【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】

○ 地域森林計画に係る国の同意・協議を廃止した場合、森林の成長量に応じた伐採量や伐採量に応じた造林量、森林吸収源対策としての間伐量などの森林の取扱いの根幹に係る計画量について、全国的な視点から策定している国の計画との整合が図られず、森林の有する多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障を生じることとなる。

また、協議事項については、伐採や造林の方法等の指標となるものであり、森林所有者等の行う伐採、造林等に係る勧告・命令や森林経営計画の認定基準、ひいては森林経営計画を作成した森林や保安林に係る税制上の特例や各種補助金の要件につながるものである。協議を廃止した場合はこれらについて、全国的な視点から一定の水準（公平性）を確保することが困難となる。

なお、地域森林計画の策定に係る国の同意を要する協議は、地方分権改革推進委員会第三次勧告に示された「(i) 同意を要する協議を許容する場合」(a)並びに(b)のメルクマールに該当するものと考えている。

- (a)…法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合
- (b)…地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合

○ 国の同意・協議が必要とされている地域森林計画における森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、間伐立木材積、造林面積、保安林の整備に係る計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が全国森林計画で定める計画量等の具体的基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。

この都道府県が定める計画量の算出に当たっては、都道府県が地域の実情を踏まえた計画を策定できるよう、20%以内の増減の幅を設定しているところである。また、この増減の幅を20%としたのは、その範囲内であれば国が定める計画量とおおむね等しいと認められるためであり、この範囲を逸脱する場合は、総量を定める国の計画との整合性が図られず、ひいては森林の多面的機能の発揮に支障が生じるものと考えている。

なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおり実行されている一方、造林は計画を大幅に下回っている実態となっており、こうした実態を後追いついて地域森林計画が策定されることとなれば、行政としての政策目標を失い、将来にわたって伐採後の適切な造林が実施されないこととなり、森林の多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念されることである。

○ 仮に同意を廃止し、必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を行うこととした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切ではない。

さらに、地域森林計画の策定後に是正を行うことになれば、是正前に策定された地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画、さらにその計画に適合して森林所有者等が作成した森林経営計画や伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、訂正に多大の労力と時間を要することになるとともに、森林所有者等に予定外の費用負担を課すことになりかねない。さらに、森林経営計画を作成した森林所有者の山林所得に係る税制上の特例措置や森林環境保全直接支援事業等の補助を撤回することにもなりうる。

加えて、不適切な計画に基づき森林が伐採され造林されずに放置された場合には、その回復に長年月と多額の資金を必要とすることになる。

【提案団体からの意見への回答】

○ 「対象とする森林の区域」は、まさに森林の量自体に係る項目であり、同意・協議事項である伐採立木材積、間伐立木材積、造林面積等と緊密に関係しているため、変更を行う場合であっても国と都道府県の協議は必要である。

また、「林道の開設及び改良に関する計画」については、森林の整備を進める上での基盤とな

るものであり、同意・協議事項である伐採立木材積等の計画量に対応して計画することが重要であるため、変更を行う場合であっても国と都道府県との間の調整を図る協議は必要である。

同意・協議事項の変更において、計画量の変更が大臣協議の同意基準の範囲内であれば同意対象から除外するとの意見については、国において当該事項が基準の範囲内である旨の確認が必要となることから、引き続き国との同意・協議は必要である。なお、変更内容が軽微な場合や同意基準の範囲内である場合は協議等に時間を要することなく、公告・縦覧の期間と並行して事前協議を実施すること等により、本協議においては直ちに同意の通知等を発出することとなることから、同意・協議又は協議を行うことに地域森林計画策定手続き上の負担や支障は生じないものとする。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 46

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

「地域森林計画」の樹立等の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられているが、国への協議、同意を廃止し、届出制へ移行。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【根拠条文】  
森林法第6条第5項 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積並びに同項第七号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならない。

【提案事項・支障事例】  
「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられており、事前協議、本協議、同意までの手続きに時間を要していることから、都道府県の自主的・主体的な取り組みが行えるよう、協議、同意を廃止し、届出としてほしい。  
事前協議における調整期間がおおよそ2週間とされており、協議、同意にいたる事務手続きに時間を要している。

## 根拠法令等



地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が広域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば回復に長期を要するものであることから、将来にわたり国民が享受することができるよう無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保育を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していく必要がある。

このため、全国158の森林計画区において都道府県知事が策定する地域森林計画については、全国的な資源計画である全国森林計画と整合したもとの必要があること、伐採等にかかる勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律について都道府県にかかわらず一定の水準を保つ必要があること等から、当該計画の樹立等に係る国との協議・同意を廃止することはできない。

なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地方分権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年に林道開設延長及び治山事業施行地区数については対象から外し、必要最低限の項目に限定するとともに、事前協議を含む手続については、平成25年の第4次見直しにおいて、

- ・任意的記載事項(森林の整備及び保全のために必要な事項)を協議から届出に見直し、協議対象を必要最小限の項目に限定

- ・2週間以内で行う事前調整が整っている場合には協議・同意の手続を速やかに行うよう措置したところ。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

##### <回答>

現行制度では、計画策定に当たり現地調査及び実績等を勘案して計画数量を作成し、県民の意見を反映した上で、森林法に基づき設置している森林審議会において審議した結果を協議・同意を得なければならないとされている。

また、協議・同意を経て策定した計画を国へ報告することまでを求めているものである。

提案内容は、計画策定において、県民や審議会等からの意見を踏まえ作業を進めながら、最後に国の関与によって修正が行われる可能性があるという制度の改善を求めているものであり、県として地域森林計画の内容は全国森林計画に即して整合するものとする森林法の趣旨については十分理解し、遵守するものであることから、協議・同意を廃止し、届出制としていただきたい。

#### 全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、都道府県が定める地域森林計画策定に当たっての国への協議、同意については、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)、造林面積その他造林に関する事項、間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項、林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項、保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項に係る部分は協議とし、その他の部分は廃止すべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告での整理で、地域森林計画のうち

- ・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)
- ・造林面積その他造林に関する事項
- ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- ・保安林の整備

に係る部分は協議のみ許容、その他の部分は国協議を許容するメルクマール非該当とされていることから、それぞれ国同意又は協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障はあるのか。

○ 特に、現在国の同意協議が必要とされている伐採立木材積等、保安林の整備については、国が定める総量的な具体的基準をもとに都道府県が計画を策定するものではなく、また、所定の計算式に当てはめ、20%以内の増減内であれば同意されるなど、地域森林計画と全国森林計画が同意を要するほど整合性を求めるものでないことから、同意を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 同意を廃止しても、各都道府県において国が示すガイドラインに基づいて統一的な判断ができる一方、国は必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を適切に活用することにより、地域森林計画について一定の規律水準を保つことができるのではないかと。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

**【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】**

○ 国の同意・協議を廃止した場合、森林の取扱いの根幹にかかる計画量について、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障が生じる。また、協議を廃止した場合、伐採等にかかる勧告命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制や各種補助金の要件について全国的な視点からの一定水準の確保が困難となる。なお、本同意・協議は、第三次勧告に示された(i)(a)(b)のメルクマールに該当すると考えている。

○ 同意・協議を要する計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が定める計画量等の具体的基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。同意に当たっては、地域の実情を踏まえ20%以内の増減の幅を設定しており、地域森林計画の計画量はその範囲を逸脱する場合は、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の発揮に支障が生じる。

なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおりである一方、造林は計画を大幅に下回っており、こうした実態を後追いで計画が策定されれば、将来にわたって多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念。

○ 地方自治法に基づく是正の要求等をした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切ではない。

また、事後の是正では、是正前の地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画や森林経営計画、伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、多大な労力と時間を要するとともに、不適切な伐採の回復に長年月と多額の資金が必要となる。

**【提案団体からの意見への回答】**

○ 平成25年の「義務付け・枠付けの第4次見直し」において整備した任意の事前調整の仕組みを活用することにより、実質的に地域森林計画の森林審議会への諮問の前に国との調整を済ませることができることから、国は同意・協議の手続を直ちに行うことが可能となっている。

このため、事前調整を行った内容に大幅な変更がない限り、同意の段階で国が修正を求めることはないと考えている。

(詳細は別紙のとおり)

### 301 都道府県が定める地域森林計画に係る国への協議、同意の廃止（福島県）

#### 【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】

○ 地域森林計画に係る国の同意・協議を廃止した場合、森林の成長量に応じた伐採量や伐採量に応じた造林量、森林吸収源対策としての間伐量などの森林の取扱いの根幹に係る計画量について、全国的な視点から策定している国の計画との整合が図られず、森林の有する多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障を生じることとなる。

また、協議事項については、伐採や造林の方法等の指標となるものであり、森林所有者等が行う伐採、造林等に係る勧告・命令や森林経営計画の認定基準、ひいては森林経営計画を作成した森林や保安林に係る税制上の特例や各種補助金の要件につながるものである。協議を廃止した場合はこれらについて、全国的な視点から一定の水準（公平性）を確保することが困難となる。

なお、地域森林計画の策定に係る国の同意を要する協議は、地方分権改革推進委員会第三次勧告に示された「(i) 同意を要する協議を許容する場合」(a)並びに(b)のメルクマールに該当するものと考えている。

(a)…法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合  
(b)…地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合

○ 国の同意・協議が必要とされている地域森林計画における森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、間伐立木材積、造林面積、保安林の整備に係る計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が全国森林計画で定める計画量等の具体的基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。

この都道府県が定める計画量の算出に当たっては、都道府県が地域の実情を踏まえた計画を策定できるよう、20%以内の増減の幅を設定しているところである。また、この増減の幅を20%としたのは、その範囲内であれば国が定める計画量とおおむね等しいと認められるためであり、この範囲を逸脱する場合は、総量を定める国の計画との整合性が図られず、ひいては森林の多面的機能の発揮に支障が生じるものと考えている。

なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおり実行されている一方、造林は計画を大幅に下回っている実態となっており、こうした実態を後追いついて地域森林計画が策定されることとなれば、行政としての政策目標を失い、将来にわたって伐採後の適切な造林が実施されないこととなり、森林の多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念されることである。

○ 仮に同意を廃止し、必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を行うこととした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切ではない。

さらに、地域森林計画の策定後に是正を行うことになれば、是正前に策定された地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画、さらにその計画に適合して森林所有者等が作成した森林経営計画や伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、訂正に多大の労力と時間を要することになるとともに、森林所有者等に予定外の費用負担を課すことになりかねない。さらに、森林経営計画を作成した森林所有者の山林所得に係る税制上の特例措置や森林環境保全直接支援事業等の補助を撤回することにもなりうる。

加えて、不適切な計画に基づき森林が伐採され造林されずに放置された場合には、その回復に長年月と多額の資金を必要とすることになる。

#### 【提案団体からの意見への回答】

○ 平成25年の「義務付け・枠付けの第4次見直し」において整備した任意の事前調整の仕組みを活用することにより、実質的に地域森林計画の森林審議会への諮問の前に国との調整を済ませることができることから、国は協議・同意の手続を直ちに行うことが可能となっている。

このため、事前調整を行った内容に大幅な変更がない限り、同意の段階で国が修正を求めることはないものと考えている。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 25

管理番号	455	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

## 求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲  
(参考)  
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。  
ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。  
(参考)  
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

## 根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。

農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に委譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に関連する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合等に係る事務・権限と併せて、県内を活動地区とする組合に対する統一的な対応を行い、県民サービスを向上する効果が期待される。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局)所管業務)については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲されることとなっていることも踏まえ、地方農政局所管業務について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。

○ 都道府県間の連携の仕組みが必要な場合は、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号、平成24年4月1日施行)」において、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等について、連携の仕組みを措置しており、こうした他法令における連携の仕組みを参考に、都道府県間の連携のための措置を講じた上で、移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

農林水産省の地方支部局の事務権限を都道府県に委譲するのか否かについては、農林水産省で判断されるべきものであって、中小企業庁が農林水産省の判断に意見することはできないと考える。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 25

管理番号	455	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

## 求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。

ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

## 根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。

農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に関連する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合等に係る事務・権限と併せて、県内を活動地区とする組合に対する統一的な対応を行い、県民サービスを向上する効果が期待される。

## 全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局)所管業務)については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲されることとなっていることも踏まえ、地方農政局所管業務について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。

○ 都道府県間の連携の仕組みが必要な場合は、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号、平成24年4月1日施行)」において、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等について、連携の仕組みを措置しており、こうした他法令における連携の仕組みを参考に、都道府県間の連携のための措置を講じた上で、移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理・指導することができる体制が整備されてから検討すべきものである。

このような中で、仮に、複数の都道府県間の連絡調整を可能とする体制整備を検討する場合には、当該事項が地方自治法における各都道府県間の事務権限に係る横断的な課題であるため、総務省又は内閣府において統一的な整理をお願いしたい。その上で、実態論も踏まえ、当該法律を所管する経済産業省をはじめ関係省庁とともに、検討していく考え。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 10

管理番号	161	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童クラブの補助要件緩和				
提案団体	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に行えるよう、放課後児童クラブの利用児童数の下限の要件を緩和すべき。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

現在、小規模な放課後児童クラブ(利用者9人以下)や開設日数が少ない(249日以下※特例あり)放課後児童クラブの運営費については、国庫補助対象外となっているが、県内の中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においては、国庫補助要件に満たない放課後児童クラブが以下のとおり存在している。

### 【具体的な支障事例】

放課後児童クラブの運営にあたっては、安全管理上、職員の複数配置が必要であるが、小規模なクラブについては特に保育料収入が少ないことから、市町村単独では運営が困難であり、県単独補助で支援している状況にある。

### 【制度改正の必要性】

中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においても、他の地域と同様に、放課後児童クラブを実施していく必要があるが、地域の実情を踏まえた保育ニーズに対応していくためには、5人以上、249日以下のクラブについても国庫補助対象とする等、補助要件の緩和が必要である。

### ○県内の全クラブ数に対する国庫補助対象外クラブ数

平成23年度: 8クラブ / 135クラブ

平成24年度: 7クラブ / 137クラブ

平成25年度: 6クラブ / 138クラブ

平成26年度(予定): 5クラブ / 144クラブ

## 根拠法令等

「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(平成26年4月1日厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働省事務次官通知)



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国庫補助の対象とならない小規模なクラブ(利用者9人以下)は、平成25年の厚生労働省実施状況調査でも全国で618クラブあり、24県で単独補助制度を設け、支援している。こうした小規模な放課後児童クラブは、子ども・子育て支援新制度移行後も一定数見込まれる。

働きながら子育てできる環境へのニーズは全国共通であり、とりわけ人口減少の危機に直面する中山間地域にあっては切実である。

補助要件を満たすためにクラブを集約することは、送迎など児童・保護者とも負担が増す。一方で、身近な地域にクラブがあれば、雇用の創出につながり、安心して子育てできるという「質の改善」にもつながる。

地域で子育てができ、地域に住み続けられるよう、新制度における「質の改善」の中で、小規模な放課後児童クラブに対する補助制度が拡充されるよう、優先的に検討すべき。

## 全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。

○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、重要な課題の一つと考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項の一つに含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 10

管理番号	259	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和				
提案団体	相模原市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象の児童数(現行は10人以上)の緩和

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【国の動向】核家族化の進行、女性の社会進出など社会状況の変化に伴い、放課後児童クラブのニーズは年々高まりつつあり、国においても平成31年度までに、新たに約30万人分の定員枠を拡大する方針が示された。

【本市の実情】本市における放課後児童クラブは、公設公営を66箇所設置し約4,200人の児童の受入れを行っており、また、運営費補助を行っている民設民営が21箇所あり約580人の児童の受入れを行っている。(平成26年度)

本市においてもニーズは年々増加しており、児童数の40%から50%を超えるニーズが発生している学校区もあることから、公設公営の放課後児童クラブについては、待機児童が発生している施設において小学校施設等を活用した整備や、既存施設の改修による一定規模(10人から40人)の定員枠の拡大を行っているが、小学校における少人数学級の推進等の影響により、現状においても小学校施設の活用による定員枠の拡大が困難な状況であり、今後はさらに困難な状況が予想される。

【本市の実情を踏まえた必要性】このため、今後、待機児童対策の推進にあたり、公設公営の放課後児童クラブによる一定規模の定員枠の拡大に加えて、例えばマンションの一室を借り上げて当該事業を実施するなど、民間資源を活用した小規模な定員枠の拡大についても積極的に図っていく必要がある。

こうした中、放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象である現行の児童数10人以上の基準は、事業の効率性及び安定性の観点から設けられているものと考えられるが、本市の実情を踏まえ、緩和を提案するもの。

## 根拠法令等

「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(平成26年4月1日厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働省事務次官通知)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

##### 【意見】

公共施設マネジメントの観点から、いわゆるハコモノの新増設は困難な状況の中、待機児童対策の推進にあたり、需給に応じた臨機な対応が図り易い、民間資源を活用した小規模な放課後児童クラブについて積極的な活用を図る必要がある本市の実情について、十分ご理解いただきたい。

また、小規模な放課後児童クラブの利用者負担が、公立児童クラブと比べ2～3倍になっている現状についても、ご認識いただきたい。

本市における現状や必要性を踏まえ、新制度における「質の改善」事項で再検討していただき、是非とも緩和していただきたい。

なお、平成27年4月施行予定の新制度の施行時期が遅れる場合は、現行の補助要綱の改正による対応も含めて検討いただきたい。

##### 【質問】

・事業の効率性、安定性の観点から10人以上を補助対象としていると認識しているが、10人未満の小規模な放課後児童クラブが効率性に欠ける具体的根拠、並びに、利用者負担に頼らざるを得ない現状を踏まえると、補助要件を緩和することで、利用者負担の平準化や、より安定的な運営が行えると考えますが、この点について貴省の見解を示されたい。

・「放課後子ども総合プラン」において、平成31年度までに、新たに約30万人分の定員枠を拡大する方針が示されたが、定員拡充策の施策の一つとして、本市が提案している民間資源を活用した小規模な放課後児童クラブの拡充の必要性について、貴省の見解を示されたい。

・他の充実メニューとの優先順位も含め再検討する必要がある旨1次回答が示されたが、子ども子育て支援会議で再検討する際は、本案件は検討事項に含まれるのか貴省の見解を示されたい。

#### 全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。

○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、重要な課題の一つと考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項の一つに含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 10

管理番号	436	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和				
提案団体	神戸市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

放課後児童クラブの障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えるよう提案する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案概要】放課後児童クラブの需要は今後も増加することが見込まれ、それに伴い障がい児の受入体制の整備を図る必要がある。大都市においては、多人数の児童を抱えるクラブも多く、障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えることを提案する。

【支障事例】本市では196施設中119施設で244人(1施設平均2人)の障がい児を受け入れており、各施設は障がい児の人数に応じて受入体制を整備しているが、加算要件が実態と合致していない。

〔障がい児を多く受け入れている施設の学童保育指導員の配置状況の例〕

- 児童数37人(うち障がい児3人)→学童保育指導員8人を配置
- 児童数45人(うち障がい児4人)→学童保育指導員7人を配置
- 児童数56人(うち障がい児4人)→学童保育指導員10人を配置
- 児童数86人(うち障がい児5人)→学童保育指導員11人を配置

〔ほぼ同数の児童数で障がい児のいない施設の学童保育指導員の配置状況の例〕

- 児童数33人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置
- 児童数44人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置
- 児童数57人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置
- 児童数86人(うち障がい児0人)→学童保育指導員8人を配置

障がい児を多く受け入れている施設では、本人や他の児童にケガなどが生じないよう、よりきめ細やかに見守りを行うことが保護者からも強く求められており、学童保育指導員を増員して対応する必要性が生じている。

現在の加算要件では、平成25年度実績で約127百万円を神戸市において負担している。

## 根拠法令等

放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等 3(2)障害児受け入れ推進事業

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの障害児受入加算は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市では、発達障害や知的障害の児童が増えており、独自に、障がい児1人ごとの運営費の加算を行っているが、こうしたきめ細やかな支援なしには、障がい児を含むすべての児童が自分らしさを保ちながら集団の中で過ごし、児童同士が支え合う環境とはなりにくい。今後、高学年の受け入れに伴い、障がい児がさらに増加するものと見込んでおり、これまで以上に、受け入れ体制の強化が必要になると考えている。

また、放課後等デイサービスの事業所の多くは、10人を定員とする小規模な施設であるほか、指導員以外に管理者が配置されるなど放課後児童クラブとは運営体制が異なっており、同一の加配基準とすることは適当ではないと考えている。

国では、障がい児を5人以上受け入れるクラブについての補助の拡充が検討されているが、本市においては障がい児を5人以上受け入れているクラブは6クラブに過ぎず、今後も、障がい児を1つのクラブに集めない限り、補助の要件となる5人以上の障がい児がいるクラブは少ないと見込んでいる。障がい児についても、できるだけ自分の住む地域において安心・安全に放課後児童クラブを利用できるようにすべきであり、どこかに集めるという方法をとる予定はない。

このような地域の実情を踏まえた上で、子ども子育て支援会議等において障がい児1人ごとの受け入れに対する補助の仕組みについて再度検討されるのか、お伺いしたい。

#### 全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 提案団体からは、障害児の受け入れには、障害の態様によるとはいえ、実際には1人で1人をケアする体制が必要な場合も多い、さらに今後は手厚いケアが必要な場合が多い高学年の障害児の受け入れが増加し、現場の体制にこれまで以上の充実が必要であるとの指摘もあり、提案を実現する方向で検討すべきである。

○ 5人以上受け入れる場合の加算を検討するとしているが、障害児に対する放課後デイサービス(対象は主に小学校～高校生となっている)における職員加配措置と同様の要件を設定する理由は何か。補助制度のあり方としては、他のサービスで実績があるからという理由ではなく、提案団体からの指摘に応え、実際の障害児のケアに支障が出ないようにすべきではないか。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの障害児受入加算は、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項の一つに含まれており、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。なお、「5人以上」の加算要件を緩和することについては、更なる財源の確保が求められることとなり、対応することは困難である。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 10

管理番号	437	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和				
提案団体	神戸市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日「6時間以上」という基準に見直すことを提案する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案概要】長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準は、全国で7時間以上開設しているクラブが約21%しかない現状からも要件を満たすことが難しい。  
本市が昨年実施した利用者のニーズ調査によると、就学前児童・低学年・高学年のそれぞれの保護者が学童保育を利用する際の希望時間については、18時台～19時台までを希望する声が多く、そのニーズに沿うためにも、平日一日「6時間超」という現行基準を、平日一日「6時間以上」という基準に見直すことを提案する。  
【支障事例】現在の要件による本市の長時間開設加算(平日分)対象施設は196施設中17施設(平成25年度)に過ぎず、加算要件が実態と合致していない。

## 根拠法令等

放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等 1(2)長時間開設加算額



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの長時間開設加算は、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

さらに、6時間超を6時間以上に見直すことについては、新たな予算事業を講じるものであり、これに充てる財源が明確でないことから、対応することはできない。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市の放課後児童クラブのうち、平日の開始時刻が13時よりも早いものは平成25年9月現在1割弱(昨年度から変更なし)である。これは低学年の授業終了時刻が14:30であり、準備時間を含めても13時以降の開始で足りるとするクラブが多いことによる。

一方で、終了時刻が19時であるクラブは3割強あり、昨年度に比べて10ポイント増加した。これは、平成26年度に、19時延長を実施するクラブに対して本市が独自に運営費助成の拡充を行ったことによる。

しかし、本市の場合終了時刻を19時としても、開所時間数が6時間超ではないため、国の補助対象とはならない。開所時間数を延長すれば補助対象となるが、19時延長のために準備時間を増やす必要性は低い。

また、全国的にみても、本市と同じように、開所時間が6時間超ではないものの、18:01以降の延長に取り組んでいるクラブが少なからず存在するものと思われる。

終了時刻の延長と開所時間数は必ずしも一体的である必要はなく、学校の終了時刻など地域の実情に応じて開所時間数を設定した上で、小1の壁の解消、終了時刻の延長に取り組むことは十分可能と思われる。

国の補助金は積算根拠が示されておらず、基本額に6時間開設の運営費が含まれていることが不明であること、また、保護者から終了時刻の延長がとくに求められている現状を踏まえると、終了時刻の延長に対する補助ということを明確にし、開所時間数は地域の実情に応じたものとなるよう補助制度の見直しをお願いしたい。

### 全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

### 全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 長時間開設加算を行う目的は何か。一律に「6時間超」を条件としているが、現場では職員の勤務可能な時間など様々な課題もあるようである。延長開設を促進することが目標であるとするれば、要件は延長開設を実施しているか否かで考えるべきではないのか。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの長時間開設加算は、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項の一つに含まれており、今後、他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。

平日の開設時間が6時間までのクラブには、通常の運営費が補助されており、さらに6時間を超えて開設するクラブに長時間開設加算が行われている。6時間超を6時間以上に見直すことについては、新たな予算措置を講じる必要があり、これに充てる財源が明確でないことから、対応することは困難である。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番： 10

管理番号	953	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	内閣府、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。

### 《地域子育て支援拠点事業》

開設時間や職員の配置基準等の要件緩和

#### 【支障事例】

・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。

#### 【提案実現の効果】

・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。

### 《放課後児童クラブ》

利用児童数の下限等の要件緩和

#### 【支障事例】

・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。

#### 【提案実現の効果】

・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の資質向上が期待される。

## 根拠法令等

「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知)

「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)

## 《地域子育て支援拠点事業》

提案の補助要件を緩和した場合には、現在各自治体で実施している同種の事業が大量に国庫補助対象となることが見込まれる。現在、消費税収を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うこととしている中で、更なる財源の確保が求められることとなることから、実施は困難である。

なお、地域子育て支援拠点事業は、核家族化等の進展により、地域の子育て力が低下する中で、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業であり、子育て家庭の不安感・負担感を軽減できるよう、子育て家庭がいつでも利用できる体制を整えておき、地域の子育て支援機能の充実を図ることが本事業の目的である。よって、現行よりも更に開設日数要件を緩和すること等は、本来の本事業の主旨に合致しないと料される。

## 《放課後児童クラブ》

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

## 《地域子育て支援拠点事業》

回答にあるように、地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業である。こうした事業は人口減少地域においても確保されるべきであり、利用状況等から開設日数や職員配置が現行の補助基準に満たないもので足りる場合においても、一定の補助が必要であると考えます。

なお、人口減少地域においては、子育て家庭の数が少ないこともあり、週3日以上開設ではなく、却って週1回や、月に数回など開設日を絞った方が親子が集まりやすい状況にある。また、職員も専任者2名までは必要ないと考えられ、兼任者1名といった配置で実施しているところも相当数ある状況である。

そこで、人口減少地域の実情を踏まえ、例えば、週1回以上、1日3時間以上開設、職員は1名以上で兼務でも可、といったように要件の緩和をお願いしたい。

補助基準額は相当に低くなると考えられるが、人口減少地域においても子育て環境を整えることは重要であり、そのニーズに応えるためにも検討をお願いしたい。

## 《放課後児童クラブ》

放課後児童クラブは、仕事と子育ての両立支援に欠くことのできないものであり、利用児童数が少ない人口減少地域の実情を十分汲んでいただいた上で、検討をお願いしたい。

## 全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。  
また、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター等の一層の拡充に向けた要件緩和を行うべき。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

＜地域子育て支援拠点事業に関して＞

地域子育て支援拠点事業の本来の趣旨を逸脱することのないよう十分な検討を求める。

<放課後児童クラブに関して>

提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。

○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

《地域子育て支援拠点事業》

地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業という位置づけを前提としつつ、補助要件となる開設日数を週3日から7日までにと幅を持たせるなど、地域の実状に応じて柔軟な運用ができる枠組みとしている。

更に開設日数要件を緩和した場合、

①本事業の位置づけが変わってしまうこと

②現在、消費税収を活用し、「量の拡充」・「質の改善」を行うことが求められている中で、更なる財源の確保が必要となる一方、単に財源が変わるのみで、実質的な事業の充実につながらないといった問題がある。

<放課後児童クラブ>

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は重要な課題の一つと考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項に含まれており、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 10

管理番号	953	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	内閣府、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。

### 《地域子育て支援拠点事業》

開設時間や職員の配置基準等の要件緩和

#### 【支障事例】

・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。

#### 【提案実現の効果】

・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。

### 《放課後児童クラブ》

利用児童数の下限等の要件緩和

#### 【支障事例】

・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。

#### 【提案実現の効果】

・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の資質向上が期待される。

## 根拠法令等

「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知)

「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)

## 《地域子育て支援拠点事業》

提案の補助要件を緩和した場合には、現在各自治体で実施している同種の事業が大量に国庫補助対象となることが見込まれる。現在、消費税収を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うこととしている中で、更なる財源の確保が求められることとなることから、実施は困難である。

なお、地域子育て支援拠点事業は、核家族化等の進展により、地域の子育て力が低下する中で、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業であり、子育て家庭の不安感・負担感を軽減できるよう、子育て家庭がいつでも利用できる体制を整えておき、地域の子育て支援機能の充実を図ることが本事業の目的である。よって、現行よりも更に開設日数要件を緩和すること等は、本来の本事業の主旨に合致しないと料される。

## 《放課後児童クラブ》

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

## 《地域子育て支援拠点事業》

回答にあるように、地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業である。こうした事業は人口減少地域においても確保されるべきであり、利用状況等から開設日数や職員配置が現行の補助基準に満たないもので足りる場合においても、一定の補助が必要であると考ええる。

なお、人口減少地域においては、子育て家庭の数が少ないこともあり、週3日以上開設ではなく、却って週1回や、月に数回など開設日を絞った方が親子が集まりやすい状況にある。また、職員も専任者2名までは必要ないと考えられ、兼任者1名といった配置で実施しているところも相当数ある状況である。

そこで、人口減少地域の実情を踏まえ、例えば、週1回以上、1日3時間以上開設、職員は1名以上で兼務でも可、といったように要件の緩和をお願いしたい。

補助基準額は相当に低くなると考えられるが、人口減少地域においても子育て環境を整えることは重要であり、そのニーズに応えるためにも検討をお願いしたい。

## 《放課後児童クラブ》

放課後児童クラブは、仕事と子育ての両立支援に欠くことのできないものであり、利用児童数が少ない人口減少地域の実情を十分汲んでいただいた上で、検討をお願いしたい。

## 全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。  
また、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター等の一層の拡充に向けた要件緩和を行うべき。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

＜地域子育て支援拠点事業に関して＞

地域子育て支援拠点事業の本来の趣旨を逸脱することのないよう十分な検討を求める。

<放課後児童クラブに関して>

提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。

○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

#### 《地域子育て支援拠点事業》

地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業という位置づけを前提としつつ、補助要件となる開設日数を週3日から7日までにと幅を持たせるなど、地域の実状に応じて柔軟な運用ができる枠組みとしている。

更に開設日数要件を緩和した場合、

①本事業の位置づけが変わってしまうこと

②現在、消費税収を活用し、「量の拡充」・「質の改善」を行うことが求められている中で、更なる財源の確保が必要となる一方、単に財源が変わるのみで、実質的な事業の充実につながらないといった問題がある。

#### <放課後児童クラブ>

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は重要な課題の一つと考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項に含まれており、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなる。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 48

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 根拠法令等

認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を一律に市町村に権限移譲することは、市町村の事務に大きく影響を与えるものであり、また、来年度施行予定の子ども・子育て支援新制度の施行準備に影響を及ぼす可能性もあり、適当ではない。

なお、地方自治法(平成26年法律第83号)第252条の17の2の規定に基づく事務処理特例制度を活用して、当該事務を市町村の事務とすることは、現行制度において可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

認可外保育施設に関する権限については、地域の実情に詳しい市町村が処理することで、事業者に対する指導監督や保護者への情報提供など、迅速で的確な対応が可能となる。

また、子ども・子育て支援新制度では「地域型保育事業」を市町村が認可するものとされている。

28年度以降の移譲であれば、子ども・子育て支援新制度の施行準備に支障はないと考える。

したがって、認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を市町村に移譲することは、実情に合った対応と考えるので、市町村に移譲すべきである。

## 全国知事会からの意見

認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等については、市町村に移譲すべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 権限移譲にあたって、市町村の人員体制上の懸念を指摘するが、都道府県においても多数の認可外保育施設を監視しきれない現実もあることや、地域型保育事業などについて市町村が単独事業として推進している事例も増えてきている以上、市町村に権限移譲すべきではないか。

認可外保育施設は、様々なものがあり、適切な指導監督等がより一層求められるものである。そのため、体制が確保された都道府県において指導監督等を行うべきである。

なお、前回、回答したとおり、自治体間の協議が整うのであれば、事務処理特例制度の活用による権限移譲が可能である。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番: 8

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【支障事例】**  
有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。

**【改正による効果】**  
保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。

## 根拠法令等

保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点から有効期間を設定する必要性はないと考えるため、それぞれについて、厚生労働省等、関係府省の見解を求める。

- ①新制度では、保育所から保育所型認定こども園だけではなく、幼保連携型認定こども園への移行も可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象外であること
- ②特に新制度では、潜在的ニーズと現行の利用状況を踏まえ、地域における将来的な保育需要を予測した量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定めた市町村計画に基づき保育等のサービスを提供することになるため、「保育に欠ける子ども」を受入れる体制を圧迫はしないこと

## 全国知事会からの意見

保育所型認定こども園の認定の有効期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 認定の取消等の手続きも整備されている上に、新制度の下で自治体が作成する「子ども・子育て支援事業計画」によって保育ニーズの予見可能性も向上しており、有効期間は廃止すべきである。それでもなお有効期間が必要であるとする特別の理由はあるのか。
- 提案団体からは、事業者にとっての中長期の運営見通しや入居児童の保護者にとって不安をもたらしているとの実際の支障事例も示されている。
- 本規定の適用実績等の自治体の運用状況や認定こども園の意見を調査した上でも、有効期間がなお必要ということであれば具体的に示されたい。

幼保連携型認定こども園の有効期間がないこと及び新制度において市町村計画を定めることのみでは、例えば、市町村計画における見込みを上回る事情があった場合に、保育所型認定こども園において「保育に欠ける子ども」の利用が制限されるおそれがないとは言いきれないと考えているが、現在、自治体の運用状況等については、調査中であり、今後その実態を踏まえ、対応の可否を検討することとしたい。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

重点事項通番: 8

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【支障事例】**  
有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。

**【改正による効果】**  
保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。

## 根拠法令等

保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点から有効期間を設定する必要性はないと考えるため、それぞれについて、厚生労働省等、関係府省の見解を求める。

- ①新制度では、保育所から保育所型認定こども園だけではなく、幼保連携型認定こども園への移行も可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象外であること
- ②特に新制度では、潜在的ニーズと現行の利用状況を踏まえ、地域における将来的な保育需要を予測した量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定めた市町村計画に基づき保育等のサービスを提供することになるため、「保育に欠ける子ども」を受入れる体制を圧迫はしないこと

## 全国知事会からの意見

保育所型認定こども園の認定の有効期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 認定の取消等の手続きも整備されている上に、新制度の下で自治体が作成する「子ども・子育て支援事業計画」によって保育ニーズの予見可能性も向上しており、有効期間は廃止すべきである。それでもなお有効期間が必要であるとする特別の理由はあるのか。
- 提案団体からは、事業者にとっての中長期の運営見通しや入居児童の保護者にとって不安をもたらしているとの実際の支障事例も示されている。
- 本規定の適用実績等の自治体の運用状況や認定こども園の意見を調査した上でも、有効期間がなお必要ということであれば具体的に示されたい。

幼保連携型認定こども園の有効期間がないこと及び新制度において市町村計画を定めることのみでは、例えば、市町村計画における見込みを上回る事情があった場合に、保育所型認定こども園において「保育に欠ける子ども」の利用が制限されるおそれがないとは言いきれないと考えているが、現在、自治体の運用状況等については、調査中であり、今後その実態を踏まえ、対応の可否を検討することとしたい。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 8

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【支障事例】**  
有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。

**【改正による効果】**  
保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。

## 根拠法令等

保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点から有効期間を設定する必要性はないと考えるため、それぞれについて、厚生労働省等、関係府省の見解を求める。

- ①新制度では、保育所から保育所型認定こども園だけではなく、幼保連携型認定こども園への移行も可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象外であること
- ②特に新制度では、潜在的ニーズと現行の利用状況を踏まえ、地域における将来的な保育需要を予測した量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定めた市町村計画に基づき保育等のサービスを提供することになるため、「保育に欠ける子ども」を受入れる体制を圧迫はしないこと

## 全国知事会からの意見

保育所型認定こども園の認定の有効期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 認定の取消等の手続きも整備されている上に、新制度の下で自治体が作成する「子ども・子育て支援事業計画」によって保育ニーズの予見可能性も向上しており、有効期間は廃止すべきである。それでもなお有効期間が必要であるとする特別の理由はあるのか。
- 提案団体からは、事業者にとっての中長期の運営見通しや入居児童の保護者にとって不安をもたらしているとの実際の支障事例も示されている。
- 本規定の適用実績等の自治体の運用状況や認定こども園の意見を調査した上でも、有効期間がなお必要ということであれば具体的に示されたい。

幼保連携型認定こども園の有効期間がないこと及び新制度において市町村計画を定めることのみでは、例えば、市町村計画における見込みを上回る事情があった場合に、保育所型認定こども園において「保育に欠ける子ども」の利用が制限されるおそれがないとは言いきれないと考えているが、現在、自治体の運用状況等については、調査中であり、今後その実態を踏まえ、対応の可否を検討することとしたい。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	372	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所保育士定数への准看護師算入を可能とする規制緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育士定数に算入することができることとされている(従うべき基準、民間保育所に対する国庫負担対象)が、当該既定を参酌基準化することなどにより、准看護師も定数算入対象とすること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】保育所における乳幼児の受入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応などのため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所にあつて、看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなして配置することができることとされ、看護師配置を促進している。

しかしながら、保育所からは、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されていることに加え、医療機関においても看護師不足が課題となっている中、保育所における看護師確保が困難となっており、准看護師まで認めてほしいという意見が上がっている。

【改正の必要性】当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことで、安心な子育て環境の整備、また女性の就労促進につながる。

【懸念の解消策】1人限って保育所に配置できる対象範囲を拡大することを考えており、保育士を無限定に看護師などに置き換えることは想定していない。

## 根拠法令等

児童福祉法 第45条  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 附則第2項

保健師助産師看護師法(平成二六年法律第八三号)において、看護師は療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者とされているが、准看護師については、療養上の世話を業とするためには、医師、歯科医師又は看護師の指示が必要とされている。

また、資格取得に係る要件も異なることから、看護師と准看護師を同等とみなすことは困難である。加えて、看護師等を保育士にみなす措置については、従来6人以上の乳児を入所させる保育所には、看護師等の配置の努力義務があり、看護師等を配置した場合には配置基準上保育士に含むものとしていたが、平成10年に乳児に対する保育士の配置基準を6:1から3:1に引き上げ、看護師等の配置努力義務を廃止した際に、当分の間の経過措置として、乳児6人以上を入所させる保育所については、看護師等1人に限り、保育士とみなすことができるものとしたものであって、保育の実施については、保育士がその専門性を活かし実施することが本来の姿であることをご理解願いたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

看護師と准看護師の間には、法律上の資格要件、医療現場における業務内容に違いがあることは承知しているが、佐賀県内の保育所からは、保育所における業務実態を踏まえると、准看護師でも対応できるという意見が寄せられている。

※県内で、看護師と准看護師の両方を雇用している保育所において、双方の業務内容に差を設けている保育所はない。

※看護師や准看護師を雇用している保育所のほぼすべてが、看護師と准看護師の保育業務における専門性に差はないと回答している。

本提案は、こうした現場の業務内容を踏まえたものであり、過去構造改革特区においても提案してきた。

しかしながら、厚生労働省は、保育士とみなすためには、保育士に準じると認められること(保育職としての専門性)が必要としながら、准看護師と看護師の看護職としての専門性の違いに着目した説明に終始するなど、一貫して、看護師が保育所において保育従事者として行っている業務を、准看護師が行うことができない理由を示されていない。

また、より看護職としての専門性が求められる「病児・病後児保育事業」においては、看護職としての専門性や業務内容の差が明確な准看護師の配置を認める一方で、保育所における保育職の配置について、看護職としての専門性や業務内容の差を理由に准看護師の配置を認めないとするこれまでの説明に矛盾を感じる。

制度創設の経緯などから説明するのではなく、看護師そのものの確保が医療現場でも難しくなっていることや、人口減少の中、地方においては人員配置の資格要件を厳格化しすぎると、対象者を確保することが今後ますます厳しくなることが予想されるという、現状を踏まえた検討と回答をお願いしたい。

### 全国知事会からの意見

保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

- 看護師を保育士の定数に算入できるとする省令の経過措置は、乳児6人以上の保育所に1人の看護師の配置を認める制度を4人以上の保育所に1人とする特区制度を全国展開した段階で、性質を変えており、保育士不足に対応するとの性質を持ったのではないか。本来は保育士で定数を満たすべきとの説明であったが、それであれば何故、元々は経過措置的な位置付けだった規定を特区制度から全国展開したのか、理由を示されたい。
- その意味では、保育所における看護師の役割は、看護師が本来担う療養上の世話等ではなく、一定の医療に関する専門的知識を持つ立場で保育に参加するというものと考えられる。そうであれば、待機児童が解消されない状況の下で准看護師も認める制度とすべきではないか。
- 本提案は、看護師一人に限って定数への算入が認められているところ、待機児童の解消という政策目的に適った方法でその職種を追加するだけであり、保育士の定数を減じるものではないため、保育の質に影響しないのではないか。むしろ、働き手の確保に資するのではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。

看護師等を保育士とみなす措置は、当分の間の経過措置であって、看護師等に代えて他の有資格者を新たに保育士とみなすことは考えていない。

また、全国展開したのは、特区の枠組みにおいて特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とされているためであり、保育士不足に対応したものではない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	702	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所の保育士定数への准看護師の算入を可能とする規制緩和				
提案団体	鹿児島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育定数に算入することができることとされている(従うべき基準、民間保育所に対する国庫負担対象)が、当該省令を参酌基準化することなどにより、准看護師も定数算入対象とすること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】保育所における乳幼児の受入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応などのため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所にあつて、看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなして配置することができることとされ、看護師配置を促進している。しかしながら、保育所においては、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されており、また、運営費に保育士と看護師の人件費差額が反映されていないこと等から、看護師の確保が難しく看護師の配置が進んでいないのが現状である。

【改正の必要性】当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことが必要。

准看護師は、嘱託医の指導の下、適切な保健指導など看護師と同様な役割を担うことが可能と考えられ、また、病児・病後児保育対策事業の職員配置では、准看護師まで認められていることから、保育士定数に算入できる範囲を、看護師のみでなく准看護師まで拡大し、看護師等を配置しやすくすることが必要である。

## 根拠法令等

児童福祉法第45条、児童福祉の設備及び運営に関する基準附則第2項

保健師助産師看護師法(平成二六年法律第八三号)において、看護師は療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者とされているが、准看護師については、療養上の世話を業とするためには、医師、歯科医師又は看護師の指示が必要とされている。

また、資格取得に係る要件も異なることから、看護師と准看護師を同等とみなすことは困難である。加えて、看護師等を保育士にみなす措置については、従来6人以上の乳児を入所させる保育所には、看護師等の配置の努力義務があり、看護師等を配置した場合には配置基準上保育士に含むものとしていたが、平成10年に乳児に対する保育士の配置基準を6:1から3:1に引き上げ、看護師等の配置努力義務を廃止した際に、当分の間の経過措置として、乳児6人以上を入所させる保育所については、看護師等1人に限り、保育士とみなすことができるものとしたものであって、保育の実施については、保育士がその専門性を活かし実施することが本来の姿であることをご理解願いたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育所における看護師等の設置については、看護師等の配置努力義務を廃止した際の経過措置として規定されたものであるが、保育所において乳幼児等の体調急変等の際、看護師等がその専門性を活かし対応することは、乳幼児等の健康保持、ひいては保育所の安全・安心につながることから、その配置が望ましいと考えている。

しかしながら、現状として、看護師の確保は今困難な状況にある。

一方、看護師と准看護師の業務については、法律上差異が設けられているが、保育所の保育業務における役割においては、両者の専門性の差はほとんどないところであり、実際、「病児・病後児保育事業」では、看護師の配置と同等に准看護師の配置を認めている状況がある。

このため、保育所の現状を考慮し、保育士定数への算入対象を准看護師まで拡大すべきである。

なお、保育所関係団体から、看護師よりも配置が容易な准看護師を保育士定数に算入することができるようにしてもらいたい旨の要望があるところである。

### 全国知事会からの意見

保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 看護師を保育士の定数に算入できるとする省令の経過措置は、乳児6人以上の保育所に1人の看護師の配置を認める制度を4人以上の保育所に1人とする特区制度を全国展開した段階で、性質を変えており、保育士不足に対応するとの性質を持ったのではないか。本来は保育士で定数を満たすべきとの説明であったが、それであれば何故、元々は経過措置的な位置付けだった規定を特区制度から全国展開したのか、理由を示されたい。

○ その意味では、保育所における看護師の役割は、看護師が本来担う療養上の世話等ではなく、一定の医療に関する専門的知識を持つ立場で保育に参加するというものと考えられる。そうであれば、待機児童が解消されない状況の下で准看護師も認める制度とすべきではないか。

○ 本提案は、看護師一人に限って定数への算入が認められているところ、待機児童の解消という政策目的

に適った方法でその職種を追加するだけであり、保育士の定数を減じるものではないため、保育の質に影響しないのではないか。むしろ、働き手の確保に資するのではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。

看護師等を保育士とみなす措置は、当分の間の経過措置であって、看護師等に代えて他の有資格者を新たに保育士とみなすことは考えていない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	204	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	「保育支援員(仮称)」の保育士配置定数への算入				
提案団体	瑞穂市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

国が示す一定基準の研修課程を受講した者を「保育支援員(仮称)」と位置づけ、原則的な保育時間以外の時間帯において、保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、従事できるよう配置基準の見直しをするもの。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】瑞穂市は交通至便な位置にあり、人口流入が続き、平成15年度合併後、10年間で5,000人余り(約11%)人口が増加している。この地域の土地柄から公立保育所が多く、その中で要支援児を保育する保育士(補助職員である保育士は、全て保育士有資格者である。)を要支援児に対する加配保育士等、保育の質を確保する取り組みを長年実施してきた。

【支障事例】しかし、朝・夜の時間帯の保育士確保に支障を来している。これは、補助職員としての保育士の就労希望時間帯が9時から15時までが主流であるため、朝・夜の短時間労働の保育士がいないからである。

【制度改正の必要性】現下の少子化対策は、経済の活性化と労働力の市場への投入(平成26年6月「日本再興戦略」改定2014にて「女性の活躍推進」)を図る国策であるが、子どもの居場所である第1優先の保育所の保育士の確保が困難な状況下にあるので、早期に保育所の体制強化を図り、子どもの受け皿を確保して、女性の就労機会の拡大を図るべきである。保育業務の安全・安心を担保する保育の質の検証を併せて実施しながら、地域の実情も加味して政策を総動員すべきである。

【懸案の解消策】平成26年6月30日の子ども・子育て会議にて議論されている小規模保育における保育従事者としての「子育て支援員(仮称)」を、保育所における原則的な保育時間以外の時間帯においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人の「保育支援員(仮称)」を保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、「保育支援員(仮称)」として保育士配置基準の見直しを行う。

## 根拠法令等

児童福祉法第18条の4、第45条  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条

保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。

保育の質を確保するうえで、提案のような様々な状況や地域の実情に対応するためとはいえ、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当ではない。

なお、保育士確保については、「待機児童解消加速化プラン」による保育士資格取得支援等の対策を講じているところであるが、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

当市は転入人口も多く、待機児童が発生している。加えて、3歳未満児童が長時間保育を受けることによる保育時間数の増加と、支援を要する児童が多くなったことにより、多くの保育士が必要となっている。障がい児童や支援を要する児童への手厚い保育を実施し、保育の質を確保・向上させることは、公立保育所の使命であると位置づけ運営してきた。

育児休業保育士の代替職員の採用など機動的な運用が可能となるよう、条例を平成25年3月に改正し、育児休業中は定数外扱いを行い、任期付採用保育士の採用を可能とした。また保育士有資格者である補助職員の雇用条件を改正し、保育士確保に努力してきた。しかしながら、任期付採用保育士では希望者がいなく、また補助職員においては、朝と夜の時間帯に勤務できる保育士が少なく、結果的に確保に至っていない状況が継続している。

非常勤職員としての補助職員保育士の任用問題や、ワーキング・プア問題、また正規職員においては、長時間労働の問題を抱えながら、任用・保育業務に苦慮している現実がある。

施策推進をしていることは理解するが、効果が当市において十分発現していない状況についてどう把握し認識されているのか。保育士の育成と保育業務への提供状況や保育士の労働環境の状況の把握・改善を含み、「保育士確保プラン」等において公立私立の隔たりなく、どう具体的に反映させるのか、明確にお示しいただきたい。

(補足)当市の待機児童数は平成26年4月で27人、7月で32人となっている。

岐阜県社会福祉協議会の保育士再就職支援事業の活用により、潜在保育士の掘り起しや再就職研修への協力を行っているが、再就職者の住所地と勤務地(瑞穂市)までの距離の問題や、希望勤務時間が9時から15時までが大多数であり、確保が困難である事実が存在すること。

また派遣保育士においても、絶対数が少ない中で、近隣市町村との獲得合戦となっていること。

### 全国知事会からの意見

保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

- ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の



「自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。

・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるといふ「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。

・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要があるとあり、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当ではない。

保育士確保対策については、国、自治体が連携して取り組む必要があると考えており、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。

小規模保育については、待機児童が多い3歳未満児について、一定の質を確保した保育の受け皿を増やしていく必要があること等から、新たに設けたもの。

認可外保育施設が増える中で、できる限りその質を向上させて新制度の体系に取り組んでいくという観点から、1名の追加配置を求めるとともに、保育士の配置比率が向上するよう、段階的に保育所と同数の職員配置となるよう促すこととしたものである。

子ども・子育て会議の場においても、小規模保育は認可保育所とは別のものであり、質の確保向上を目指すべきであるという方向性や、認可保育所の人員配置基準の緩和につながるものではないという認識が共有されているところ。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	247	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童福祉法に基づく保育所の保育士数に係る基準緩和				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

最低2人の保育士を置くこととされている認可保育所の人員配置の基準について、2人のうち1人については、保育士補助者的な者で可とするなど柔軟に対応できるよう基準を緩和する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【具体的な支障事例】

中山間地域等の保育所では少子化の影響で、保育所の入所人数が減少している。一方、中山間地域等では、就労人口の減少とともに、保育士不足が顕著になっている。

保育士の人員配置は入所児童数により算定し、入所児童数は変化するため、特定の保育所における具体例を示すことは難しいが、県の中山間地域に所在する市において、「保育士が足りないため、定員数の入所児童数を受けることができないことがある」といった状況がある。

県が運営する「保育士人材バンク」において、中山間地域では、求人情報94人に対し求職人数は11人となっており、人口減少が顕著な中山間地域における保育士不足は更に深刻な状況となっている。

### 【制度改正の必要性】

このような中、保育士配置の最低基準の2人の確保も難しい場合もあり、左記のような柔軟な対応が必要である。基準緩和の具体的内容としては、例えば、一定程度の研修を受けた保育の支援員のような人材の配置などが考えられる。

## 根拠法令等

児童福祉法第45条  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条

保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。

保育の質を確保するうえで、提案のような様々な状況や地域の実情に対応するためとはいえ、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当ではない。

なお、保育士確保については、「待機児童解消加速化プラン」による保育士資格取得支援等の対策を講じているところであるが、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育士の不足している状況は深刻であり、規定数の保育士を確保できない結果として、児童を受けられないケースが生じた場合は、保育の提供そのものができなくなる。これを回避するために、やむを得ない場合について一定の要件の下で基準緩和の選択肢を増やすことも必要ではないかと考えたものであり、保育の質の確保を否定するものではない。

#### 全国知事会からの意見

保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

- ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

- ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。

- ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるといふ「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。

- ・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

前回、回答したとおり、保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要があり、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当ではない。

保育士確保対策については、国、自治体が連携して取り組む必要があると考えており、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。

小規模保育については、待機児童が多い3歳未満児について、一定の質を確保した保育の受け皿を増やしていく必要があること等から、新たに設けたもの。

認可外保育施設が増える中で、できる限りその質を向上させて新制度の体系に取り組んでいくという観点から、1名の追加配置を求めるとともに、保育士の配置比率が向上するよう、段階的に保育所と同数の職員配置となるよう促すこととしたものである。

子ども・子育て会議の場においても、小規模保育は認可保育所とは別のものであり、質の確保向上を目指すべきであるという方向性や、認可保育所の人員配置基準の緩和につながるものではないという認識が共有されているところ。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	319	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所における給食の自園調理原則の廃止又は過疎地域等での適用除外				
提案団体	萩市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、保育所は、調理室の設置が義務付けられ、自園調理を原則としている。  
保育所・小・中学校を含め、地域一体となった食育を推進するとともに、公立保育園の合理的運営を進める観点から、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求めるもの。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省第63条)第11条第1項において、「児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。」とされている。  
現在、一定の要件を満たす保育所においては、満3才以上児の給食の外部搬入は認められているが、3才未満児の食事の提供については、特区認定を受けた場合を除き外部搬入は認められていない。地方都市では少子化が進行し、市街地保育所を除き、周辺部の保育所は入所児童が減少しているにも関わらず、保育所給食は自園調理を原則としているため、業務委託をする場合を除き、調理員の配置が必須となっている。過疎地域においては、公営の共同調理場等を活用することにより、職員配置の合理化をすることができるとともに、地域における一体的な食育を推進することが可能となる。  
現在も分園のある園については、本園から給食を搬送しており、特例の要件である設備、衛生基準の遵守、食育プログラムに基づいた食事の提供をしている。  
アレルギー児童が増加傾向にあるなか、公営の共同調理場等から保育所へ給食を搬入することにより、就学後においてもアレルギー児童への対応がスムーズに行えるとともに、地域における保育所・小学校・中学校を一体とした食育活動の展開が期待でき、運営の合理化が可能となることから、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求める。

## 根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

発達段階に応じた給食の提供、体調不良児やアレルギー児への対応など、弊害の除去については、ガイドライン等の周知・徹底により各保育所へ求められるのであれば、平成28年度に先送りすることなく、保・小・中の一体とした食育の推進、運営の合理化等の観点から、自園調理の原則を緩和し、3歳未満児の給食の外部搬入を認めるよう求める。

## 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。  
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、アレルギー等の細かな事情に対応出来る事を前提とした十分な検討が必要である。

## 【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

保育所の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

保育所の給食は原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。  
3歳未満児への外部搬入は、構造改革特別区域法による認定を受けた場合に限り、公立保育所のみ認められている。  
本県所管域では3歳以上児のみの保育所は存在せず、全て3歳未満児を保育している中で、3歳以上児のみを外部搬入、3歳未満児を自園調理とするメリットはなく、全ての園で自園調理を行っている。  
3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替え、不要となった調理室を保育室に転用することで受入児童数が増え、待機児童解消に資することが期待できる。

## 根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育所については、新制度移行にあたり、現在外部搬入で給食を実施している認可外保育所から認可保育所となる場合、3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められていないために、調理室の整備が必要となり、資金的・保育所のスペース的に困難な事業者がいるため「新制度以降に検討」ではなく、喫緊の課題である待機児童対策に支障が生じるため、極力早期に対応することをご検討いただきたい。

#### 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。  
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。  
なお、アレルギー等の細かな事情に対応出来る事を前提とした十分な検討が必要である。

##### 【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 根拠法令等

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保・小・中一貫教育の中で、自園調理と同様の対応が可能であり、給食の外部搬入に伴う弊害の除去ができる場合に限り、平成28年度の評価を待つことなく、3歳未満児の給食の外部搬入を認めてもよいのではないかと。

## 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

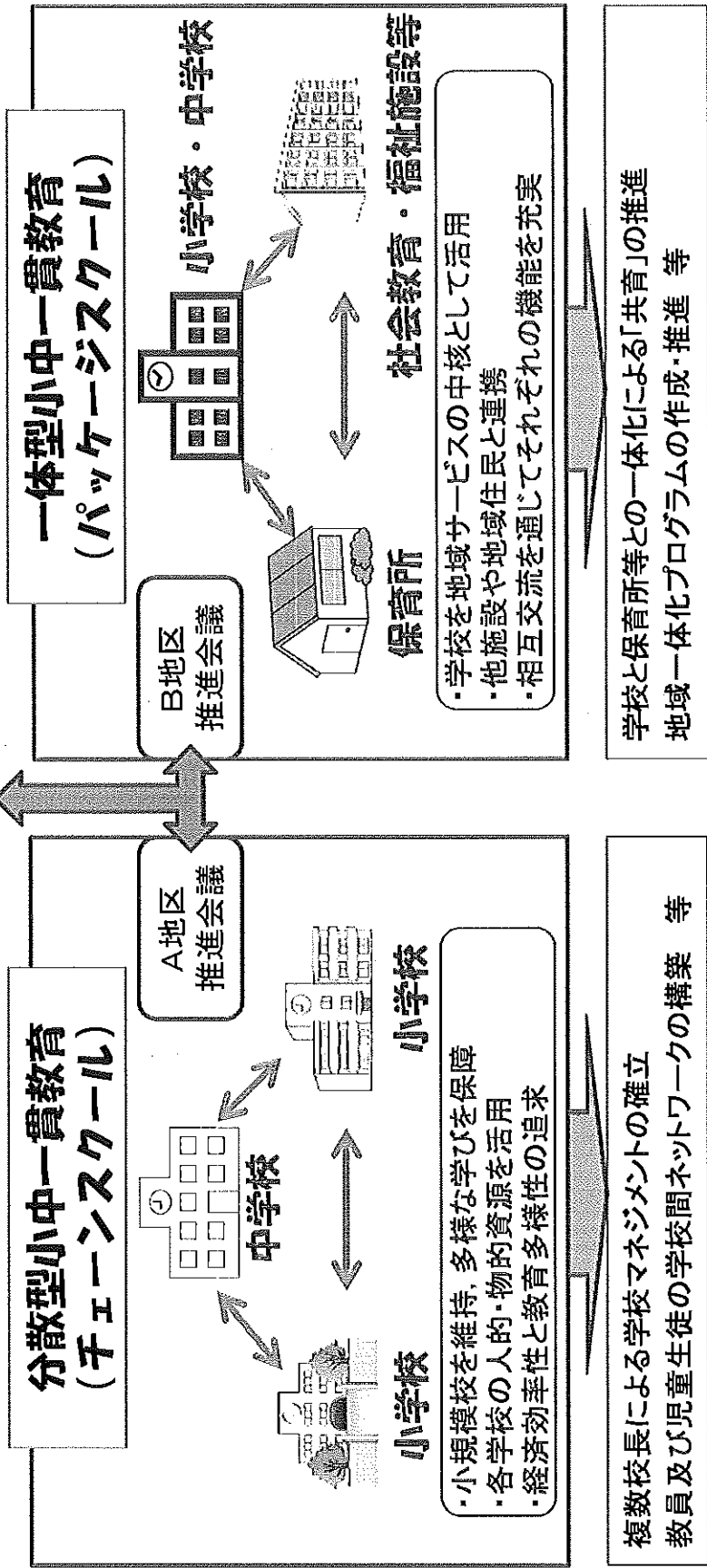
# 新 小中一貫教育「徳島モデル」調査研究事業

【平成25年度9月補正予算額 5,800千円】

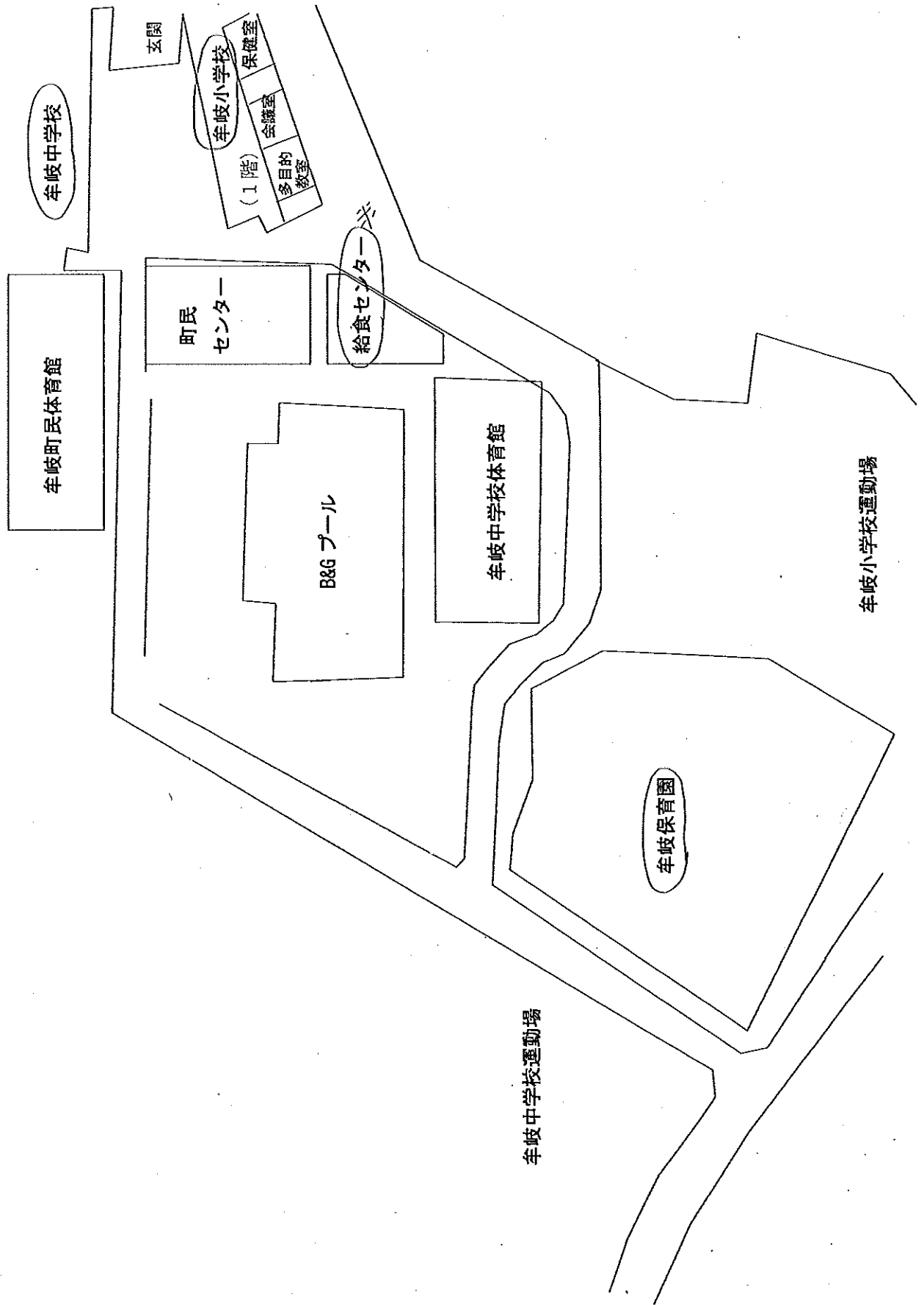
## 今後の人口減少社会に対応した新しい学校教育のかたち「徳島モデル」

### 徳島県小中一貫教育推進会議

(県教委, 学識経験者, 協力市町教委, 実践校, PTA等)



担当: 学校政策課





認定こども園

# 牟岐保育園



平成25年2月に「徳島県産のすぎ・ひのきをふんだんに使用した」牟岐保育園が完成しました。  
牟岐保育園では、こどもたちが木に触れあいながら木材の良さやその利用の意義を学ぶ「木育活動」に取り組んでいます。

木を使うと…



- ・木材が湿度を調整してくれる
- ・見た目も柔らかなで、音も心地よくなる
- ・リラクセスさせてくれる香りがある



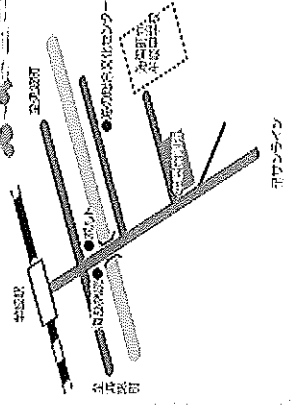
- ・湿度が下がると病気の原因となるウイルスや細菌が少なくなり病気になるにくい
- ・床に木材を使っていると転んだときの衝撃を吸収してくれるのでけがが少なくなる



- ・木を伐って使えば森に手が入るようになり森が元気になる
- ・木を使うことが森林、林業を守ることになる



- 建築場所 徳島県海部郡牟岐町大字川長字市宇谷  
構造・規模 木造 平屋建 延面積 1,411.95㎡
- 開園日 平成25年4月1日
- 総事業費 310,525,950円 (内国庫補助金 53,827,000円)
- 設計・監理 株式会社 宮建築設計
- 施工 姫野組・田中建設共同事業体



認定こども園  
**牟岐保育園**

〒775-0004  
徳島県海部郡牟岐町大字川長字市宇谷2-1  
TEL:0884-72-0242 FAX:0884-72-0170

## 要 要

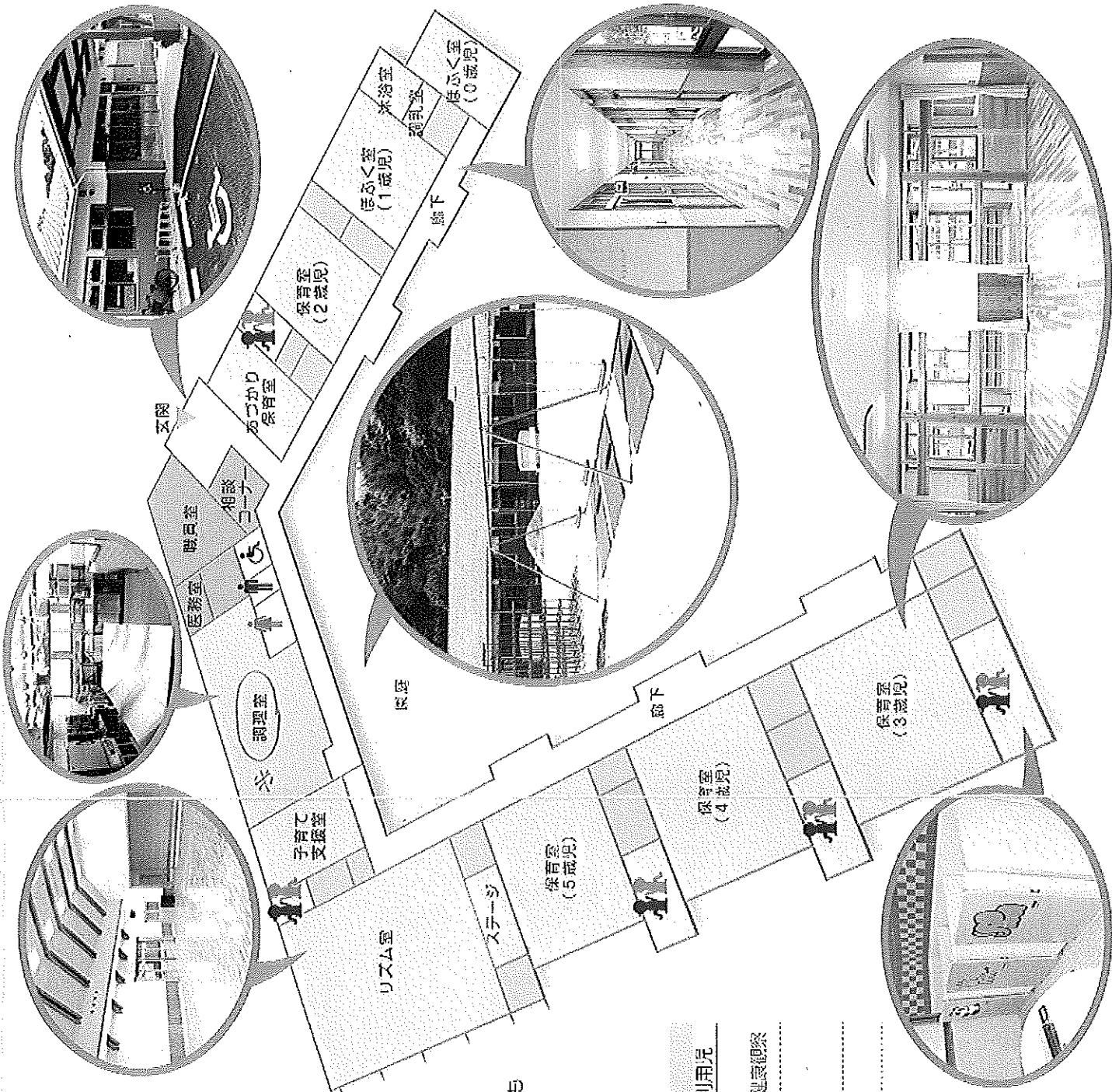
- 名 称 認定こども園 半岐保育園  
(保育に支けることも、それ以外の年齢以上の子どもを受け入れる幼稚園機能を備えた認定こども園です。)
- 受入対象児 0歳児～5歳児 (6ヶ月～就学前)
- 定 員 130人
- 保育時間 通常8:30～16:30  
彩原町 8:00～13:30  
※時間外保育 7:30～15:00
- 休 園 日 日曜・祝祭日・年末年始
- 食 事 0～2歳児 完全給食  
3～5歳児 副食給食 (ご飯を特設)
- 子育て支援事業 入園前の親子等が対象「親子でまてくさい」  
(毎月の回を 平日の9:00～15:00)

## 幼稚園での生活

- 健康で基本的な生活習慣の身につけたことも
- 豊かに感じ表現できることも
- 自分で考え、意欲的に取り組み、最後まで頑張ることも
- 人の話を最後まで聞き、愚っていることを正しく話せることも
- 仲間を大切に、協力し合っのびのび遊べることも
- 自然に親しみ関心を持つことも

## 保育園での生活

時 限	0・1・2歳児	3・4・5歳児	長時間利用児	短時間利用児
7:50	開園 順次登園	順次登園	健康観察	順次登園・健康観察
8:30	健康観察・検温	健康観察	健康観察	健康観察
9:30	おやつ あそび	おやつ あそび	体験させたい遊び (目標に基づいた児童育之研究)	体験させたい遊び (目標に基づいた児童育之研究)
11:30	給食 (給食特設)	給食 (給食特設)	給食 (給食特設)	給食 (給食特設)
13:00	昼寝	昼寝 (5歳児以降)	昼寝 (5歳児以降)	順次降園
15:00	おやつ 自由遊び	おやつ 自由遊び	おやつ 自由遊び	おやつ 自由遊び
16:00	順次降園	順次降園	順次降園	順次降園
18:00	合同保育 閉園	合同保育 閉園	合同保育 閉園	合同保育 閉園



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	519	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認定こども園における給食の外部搬入の拡大				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。  
幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。  
3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。

## 根拠法令等

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学省と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要とされており、これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の設置が必要となる。  
特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行の妨げとなっている。  
国として認定こども園化を促進するというのであれば、「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応することを検討いただきたい。  
28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大な支障が生じるため速やかに対応すべき。  
また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を入念に行うことにより、解決できると考える。

### 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。  
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

#### 【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。



前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	519	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認定こども園における給食の外部搬入の拡大				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。  
幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。  
3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。

## 根拠法令等

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学省と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設定及び運営に関する基準

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

また、公立保育所の場合は、自市町村の学校給食センター等により外部搬入を行うことから、自市町村の施設・職員等による対応が可能であるのに対し、私立保育所の場合は、公立保育所の場合のように自ら有する施設・職員等ではなく、特にきめ細かな個別対応や配慮が必要となる3歳未満児については、搬入元と搬入先では公立保育所の場合以上に連携が必要となる。しかし、公立保育所の場合であっても、搬入元と搬入先の連携が課題として明らかになっている以上、私立保育所ではなおさら解決すべき課題が大きいことから、現時点においては、特区での対応も困難である。

これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の設置が必要となる。

特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行の妨げとなっている。

国として認定こども園化を促進するというのであれば、「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応することを検討いただきたい。

28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大な支障が生じるため速やかに対応すべき。

また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を入念に行うことにより、解決できると考える。

#### 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

##### 【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	519	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認定こども園における給食の外部搬入の拡大				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。  
幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。  
3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。

## 根拠法令等

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学省と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要とされており、これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の設置が必要となる。

特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行の妨げとなっている。

国として認定こども園化を促進するというのであれば、「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応することを検討いただきたい。

28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大な支障が生じるため速やかに対応すべき。

また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を入念に行うことにより、解決できると考える。

#### 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

##### 【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	708	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和				
提案団体	安城市				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。

子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。

そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。

なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。

## 根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2



公立の保育所と同様に、公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児の食事の提供についても、特区の枠組みの中で、外部搬入方式を認める方向で検討していく。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

安城市では子ども・子育て支援事業計画内で、0・1・2歳児の量の確保策の一つとして、公立幼稚園を認定こども園化すること考えている。

ただし、現在安城市立の保育園で構造改革特区により0・1・2歳児に対する給食の外部搬入方式が認められている一方で、認定こども園では認められないことにより、認定こども園への移行についての具体的検討が進められないでいる。

そこで、認定こども園において、外部搬入方式で3号認定者の給食を提供できるようになれば、当市の認定こども園において、3号認定者を受け入れることができ、保護者にとっても選択肢が広がるため、特区の拡充により、3号認定者への給食提供を容認していただきたい。

実施時期については、現在策定中の事業計画で、平成30年度に認定こども園化を実現し2号3号認定者の受け入れを行いたいと考えており、市民及び在園児の保護者への周知期間が3年程度必要であるため、平成26年度末までに方針を定めていただけるとありがたい。

## 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

26年度末までには対応方針をお示しする。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	708	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和				
提案団体	安城市				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。

子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。

そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。

なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけではなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。

## 根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

公立の保育所と同様に、公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児の食事の提供についても、特区の枠組みの中で、外部搬入方式を認める方向で検討していく。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

安城市では子ども・子育て支援事業計画内で、0・1・2歳児の量の確保策の一つとして、公立幼稚園を認定こども園化すること考えている。  
ただし、現在安城市立の保育園で構造改革特区により0・1・2歳児に対する給食の外部搬入方式が認められている一方で、認定こども園では認められないことにより、認定こども園への移行についての具体的検討が進められないでいる。  
そこで、認定こども園において、外部搬入方式で3号認定者の給食を提供できるようになれば、当市の認定こども園において、3号認定者を受け入れることができ、保護者にとっても選択肢が広がるため、特区の拡充により、3号認定者への給食提供を容認していただきたい。  
実施時期については、現在策定中の事業計画で、平成30年度に認定こども園化を実現し2号3号認定者の受け入れを行いたいと考えており、市民及び在園児の保護者への周知期間が3年程度必要であるため、平成26年度末までに方針を定めていただけるとありがたい。

## 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。  
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

26年度末までには対応方針をお示しする。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	708	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和				
提案団体	安城市				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。

子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。

そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。

なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。

## 根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

公立の保育所と同様に、公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児の食事の提供についても、特区の枠組みの中で、外部搬入方式を認める方向で検討していく。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

安城市では子ども・子育て支援事業計画内で、0・1・2歳児の量の確保策の一つとして、公立幼稚園を認定こども園化すること考えている。

ただし、現在安城市立の保育園で構造改革特区により0・1・2歳児に対する給食の外部搬入方式が認められている一方で、認定こども園では認められないことにより、認定こども園への移行についての具体的検討が進められないでいる。

そこで、認定こども園において、外部搬入方式で3号認定者の給食を提供できるようになれば、当市の認定こども園において、3号認定者を受け入れることができ、保護者にとっても選択肢が広がるため、特区の拡充により、3号認定者への給食提供を容認していただきたい。

実施時期については、現在策定中の事業計画で、平成30年度に認定こども園化を実現し2号3号認定者の受け入れを行いたいと考えており、市民及び在園児の保護者への周知期間が3年程度必要であるため、平成26年度末までに方針を定めていただけるとありがたい。

## 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

26年度末までには対応方針をお示しする。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	159	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する方法等施設内での調理以外の方法も認める。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【現行制度】

児童発達支援センターを利用している障がい児に食事を提供する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理をする方法により提供しなければならないことから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要である。

### 【支障事例】

本県のような人口が少ない県では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつサービス提供に係る報酬額(収入額)も少ない中で、自前の施設で食事を提供することは、非常にコストがかかり、非効率的であり、当該センターの設置や施設の経営上大きな問題となっている。

### 【規制緩和の必要性】

施設内調理以外の方法(配食を行っている民間事業者が調理した食事を外部搬入、関連する施設で一体的に調理した食事を提供、地域の学校給食センターが調理した給食を搬入等)を認めるなど、地域の実情に合わせて柔軟な対応ができるよう、規制緩和することにより、人口の少ない地域においても、児童発達支援センターの設置促進と安定的な運営が可能となる。

### 【規制緩和の効果】

外部搬入方式等が可能となれば、児童発達支援センターの設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少数であっても、食材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能となる。また、コストの削減により、経営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援体制の強化が図られるとともに、削減したコストを障がい特性に応じた療育の実施等障がい児の処遇の向上に充てることができる。

## 根拠法令等

児童福祉法第45条  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、鳥取県を含め、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

評価実施後、その評価結果を踏まえて、全国展開について検討すべき。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。  
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、鳥取県を含め、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	951	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する方法等施設内での調理以外の方法も認める。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【現行制度】**  
児童発達支援センターを利用している障がい児に食事(給食)を提供する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理をする方法により提供しなければならないとされていることから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要となってくる。

**【支障事例】**  
しかし、本県のような人口が少ない県では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつサービス提供に係る報酬額(収入額)が少ない中で、自前の施設で食事を提供することは、非常にコストがかかり、非効率的であり、当該センターの設置や施設の経営上大きな問題となっている。

**【規制緩和の効果】**  
食事提供の方法として、施設内で調理をする以外の方法、例えば、外部搬入方式が可能となれば、設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少数であっても、食材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能となる。  
また、コストの削減により、経営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援体制の強化が図られるとともに、削減したコストを障がい特性に応じた療育の実施等障がい児の処遇の向上に充てることができる。

**【規制緩和の必要性】**  
児童発達支援センターの設置促進と安定的な経営を行うため、施設内調理以外の方法(配食を行っている民間事業者が調理した食事を外部搬入する方法、関連する施設で一体的に調理した食事を提供する方法、地域の学校給食センターが調理した給食を搬入する方法等)も認めるなど、地域の実情に合わせた柔軟な対応ができるよう、基準を緩和すべきである。  
なお、同じ通所サービスである保育所や、障害福祉サービス事業所においては、既に、ある一定の要件を満たせば、外部搬入方式などが認められている。

## 根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条



各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

評価実施後、その評価結果を踏まえて、全国展開について検討すべき。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。  
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	274	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

(待機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用にゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。)

そのため、児童福祉法第45条第2項第2号等により従うべき基準とされている保育所における居室等の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきである。

【制度改正の経緯】第1次一括法に基づき、平成24年4月から児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準等は都道府県等の条例に委任され、人員・居室面積等の厚生労働省令で定める基準は従うべき基準、その他は参酌すべき基準とされた。

ただし、保育所の居室面積基準について、地価が高く、待機児童が100人以上いる地域において厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする特例措置が創設された。

(平成23年9月に34都市が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉県内は3市))

埼玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉法施行条例を制定し、第1次一括法附則第4条の規定により厚生労働大臣が指定した地域は平成27年3月31日までの間、満1歳以上満2歳未満の幼児に限り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。

## 根拠法令等

児童福祉法第45条第2項第2号、附則第4条

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(昭和23年12月29日厚生省令第63号)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める省令(平成23年厚生労働省令第112号)

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすることを提案するものである。

本来、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないと考える。この趣旨から、地方自治体に権限の移譲を求めるものである。

#### 全国知事会からの意見

本提案は、保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすることを提案するものである。

本来、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないと考える。この趣旨から、地方自治体に権限の移譲を求めるものである。

第1次回答では、平成21年以後、特段の事情変更も認められないとあるが、今や人口減少・超高齢化に対する危機感は次元が異なるレベルにあり、子育てや女性が就業しやすい環境づくりは国家的な喫緊の課題となっており、政策の見直しが必要である。

政府のまち・ひと・しごと創生本部が9月12日に決定した「基本方針」においては、「基本目標」として「従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を確かな結果が出るまで断固として実施していく」とされているところである。

※「基本方針」(平成26年9月12日まち・ひと・しごと創生本部決定)抄

##### 1 基本目標

(略)人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、従来の取組の延長線上にない次元の異なる大胆な政策を、中長期の観点から、確かな結果がでるまで断固として力強く実行していく。

##### 2 基本的視点

###### (1)若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。

・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるといふ「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。

・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

【保育所の居室面積の特例措置】

○ 提案団体からは、期限付きの特例制度である以上、期限切れになった場合には人員整理が必要になってしまい、雇用する保育士の処遇上、問題があるため認可保育所での制度活用が進んでいない原因になっているとする指摘があった。こうした現場の声を踏まえると、単なる延長でなく、参酌基準とした上で恒久化すべきである。

○ 平成27年度から新制度がスタートする段階で現場に混乱をもたらすとの懸念があるとしても、最終的には参酌基準とすることを旨とした上で段階的に移行すべきである。

○ 0・1歳児を対象とした特例措置を適用するためには、2歳児以降の定員も増やす必要があり、面積基準上困難であるとの指摘もある。小規模保育事業における連携施設確保(0～2歳が3歳に到達した際に別施設で保育を実施する必要があること)が困難であることと同様、対象年齢だけの基準緩和のみならず、制度全体の連動性を加味した措置が必要である。その点からも、各地域における事情を踏まえた取組を認めるべきであって、参酌基準化すべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。

なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっている。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	744	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所に関する基準に係る地方の裁量拡大				
提案団体	東京都				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

保育所の基準にかかる条例を都道府県が制定するに当たり、従わなければならないとされている府省令で定める事項について、参酌化すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現在の制度】児童福祉法第45条にて、都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で定めることを求められている。条例制定にあたっては、同条第2項により厚生労働省令の定めるところに従うこととされている。

【制度改正の必要性】平成13年度に創設した都独自の基準を定めた認証保育所では、基準面積の年度途中の弾力的運用を認め(2歳未満児居室面積について年度当初3.3㎡→年度途中2.5㎡)、産休、育休明けなどの年度途中の保育ニーズの受け皿として柔軟に対応している。また、保育従事職員の資格要件について、保育士以外の多様な人材の活用を可能にするため、保育士については常勤6割としており、制度開設後12年を経過しているが、これまで適切に運営され、多様な保育ニーズに応えている。

こうした地域の実情に応じた基準により設置している認証保育所は、制度創設以来、毎年度増え続け、直近10年でみると、認証保育所が543か所、認可保育所296か所増加し、増加の7割を認証保育所が占めており、都の保育施策で大きな実績を上げている。それでもなお、都内の待機児童数は8千人を超えており、解消に向けた保育サービスの拡充が急務である。

そのため、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準のうち保育所に係る「従うべき基準」について、「参酌すべき基準」に見直していただきたい。

これにより、認証保育所と同様に、認可保育所についても基準面積の弾力的運用が可能となり、待機児童対策や要支援児童への適切な保育の提供に資する。また、保育士以外の資格を持つ者の活用や資格要件の緩和により、現状でも不足している保育人材の有効活用が図られる。

## 根拠法令等

児童福祉法第45条  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条、第32条の2、第33条、第35条

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育従事者の資格要件について、来年度からの子ども・子育て支援新制度では、新たに区市町村認可となる家庭的保育や小規模保育において、保育士の配置を、5割で可としている。

また、都において認証保育所基準(面積基準を年度途中2.5㎡まで弾力化可能、保育従事者を保育士6割以上)で認定している地方裁量型認定こども園や認可外部分も含む幼稚園型認定こども園も新制度では給付の対象となる。

このように、国は保育従事者の保育士資格要件について、認可保育所には10割配置を求める一方、小規模保育や地方裁量型・幼稚園型認定こども園では、10割配置を求めているという事実が示すように、国の定める基準は整合性を欠いている。

面積基準の緩和について、特例による時限措置の場合では、時限措置終了後に待機児童数が増加することが懸念される。

また、時限による定員増は、職員配置の面でも臨時雇用にせざるを得ないため、現在の時限的な緩和措置も使いづらい制度となっている。

そのため、特例措置の延長ではなく、地域の実情に応じて、地方自治体が安定的に保育サービスを提供できるよう、保育所の基準は、参酌基準とすべきと考える。

#### 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

##### 【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。

・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。

・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

#### 【保育所の居室面積の特例措置】

○ 提案団体からは、期限付きの特例制度である以上、期限切れになった場合には人員整理が必要になってしまい、雇用する保育士の処遇上、問題があるため認可保育所での制度活用が進んでいない原因になっているとする指摘があった。こうした現場の声を踏まえると、単なる延長でなく、参酌基準とした上で恒久化すべきである。

○ 平成27年度から新制度がスタートする段階で現場に混乱をもたらすとの懸念があるとしても、最終的には参酌基準とすることを目指した上で段階的に移行すべきである。

○ 0・1歳児を対象とした特例措置を適用するためには、2歳児以降の定員も増やす必要があり、面積基準上困難であるとの指摘もある。小規模保育事業における連携施設確保(0～2歳が3歳に到達した際に別施設で保育を実施する必要があること)が困難であることと同様、対象年齢だけの基準緩和のみならず、制度全体の連動性を加味した措置が必要である。その点からも、各地域における事情を踏まえた取組を認めるべきであって、参酌基準化すべきである。

#### 各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

子ども・子育て支援新制度に関する法整備では、認可保育所に関する人員配置基準等については従前のおりとされた。

また、3歳未満児については、待機児童数が多いことから、一定の質を確保した保育の受け皿を増やしていく必要があり、小規模保育はそのため新たに設けたもの。

認可外保育施設が増える中で、できる限りその質を向上させて新制度の体系に取り組んでいくという観点から、1名の追加配置を求めるとともに、保育士の配置比率が向上するよう、段階的に保育所と同数の職員配置となるよう促すこととしたものである。

なお、子ども・子育て会議の場においても、小規模保育は認可保育所とは別のものであり、質の確保向上を目指すべきであるという方向性や、認可保育所の人員配置基準の緩和につながるものではないという認識が共有されているところ。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	790	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【支障事例】**  
児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。  
乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。  
都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。

**【改正による効果】**  
地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。

## 根拠法令等

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項



子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。

- ・平成21年度以降、少子化が深刻化し、保育の必要性が高まっていることから、国の基準を参酌し、地方がそれぞれの実情に応じて定めることができる仕組みとすべき。
- ・また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要することはもちろん、新制度を踏まえ、地域における子ども・子育て支援方策については、保護者、地域の事業者や学識者等の幅広い関係者が参画する地方版子ども・子育て会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが構築されている

#### 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

##### 【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。

なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっている。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	790	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【支障事例】**  
児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。  
乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。  
都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。

**【改正による効果】**  
地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。

## 根拠法令等

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。なお、「従うべき基準」を上回る基準については、現行でも設定することは可能。これは、保育所に限らず、幼保連携型認定こども園についても同様である。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)(抄)

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。

- ・平成21年度以降、少子化が深刻化し、保育の必要性が高まっていることから、国の基準を参酌し、地方がそれぞれの実情に応じて定めることができる仕組みとすべき。
- ・また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要することはもちろん、新制度を踏まえ、地域における子ども・子育て支援方策については、保護者、地域の事業者や学識者等の幅広い関係者が参画する地方版子ども・子育て会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが構築されている

#### 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

##### 【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

##### 【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

- ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勧告し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

- ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が

存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。

・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるといふ「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。

・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

【給食の外部搬入条件の緩和】

○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。

○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。

○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。

なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっている。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	790	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【支障事例】**  
児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。  
乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。  
都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。

**【改正による効果】**  
地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。

## 根拠法令等

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。

- ・平成21年度以降、少子化が深刻化し、保育の必要性が高まっていることから、国の基準を参酌し、地方がそれぞれの実情に応じて定めることができる仕組みとすべき。
- ・また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要することはもちろん、新制度を踏まえ、地域における子ども・子育て支援方策については、保護者、地域の事業者や学識者等の幅広い関係者が参画する地方版子ども・子育て会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが構築されている

#### 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

##### 【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

##### 【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

- ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勧告し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

- ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が

存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。

・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるといふ「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。

・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

**【給食の外部搬入条件の緩和】**

○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。

○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。

○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。

なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっている。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	520	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における「従うべき基準」の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において「職員」の配置については、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされている。  
「児童家庭支援センターの設置運営等について」(厚生省児童家庭局長)では、当センターに配置する職員を「相談・支援を担当する職員」(2名)と心理療法等を担当する職員(1名)と示しており、児童福祉施設等に附置している場合、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであることとされている。  
これを本体施設の業務に支障のない範囲において兼務を認めることを求める。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

国が示す「社会的養護の課題と将来像」では、施設で生活する子どもが9割、里親家庭で生活する子どもが1割である現状を、①ユニット化した本体施設、②グループホーム、③里親・ファミリーホームで生活する子どもの割合を3分の1ずつにするなどの目標を掲げており、これを実現するため都道府県計画の策定が義務付けられているところであるが、特に③里親・ファミリーホームについては、3割へ引き上げるには相当の行政によるバックアップが必要な状況にある。  
施設内附置の方法による同センター設置が現実的なところではあるものの、各施設とも人員配置上の余裕も少なく、専従要件を満たすことができない。一般的には、職員配置については、子どもの処遇に直接影響する内容ではあるので安易な緩和は適当ではないと考えるが、里親等への支援を期待される「児童家庭支援センター」の職員配置に関しては、業務に支障のない範囲での兼務であれば、子どもの処遇への大きな影響は考えにくく、むしろセンターを設置することによるメリットの方が大きいと考える。

## 根拠法令等

児童福祉法第45条第2項  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条等

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。また、「児童家庭支援センターの設置運営等について」(平成10年5月18日付け児発第397号厚生省児童家庭局長通知)の職員の配置等については児童家庭支援センターを適正に運営するための規定であるため、見直しは考えていない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

児童虐待通告が増加の一途をたどり、児童相談所の体制がそれに追いつかない状況の中で、児童家庭支援センターには、比較的軽微な内容で児童相談所でなくても対応可能なケースを分担してもらうことで、地域の児童虐待へ対応する体制の充実強化と、施設を退所した児童のアフターケアの充実を期待したいが、特に心理職員の人材確保が厳しくセンターが開設できない状況にある。

職員体制については、事業の質を左右する重要な要素と理解するところではあるが、心理職員の実質的な業務の内容としても、例えば、対象となる子ども自身が学習等のためにセンターに不在の時間もあり、また、施設併設型であれば、必要に応じて、直ちに駆けつけることもできると考えることから、専従としなければ直ちに児童の処遇に多大な影響があると考えにくい。

よって、特に施設併設型については心理職員の兼務を認めていただきたい。

#### 全国知事会からの意見

児童家庭支援センターの職員の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

- ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律

第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)において、心理療法を行う必要があると認められる児童等10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない規定としており、これは児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第45条に規定される「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するもの」である。また、「児童家庭支援センターの設置運営等について」(平成10年5月18日付け児発第397号厚生省児童家庭局長通知)の職員の配置等については児童家庭支援センターを適正に運営するための規定であり、その人件費については最低基準において別途補助しているため見直しは考えておらず、児童養護施設等における心理療法担当職員が児童家庭支援センターにおける心理療法等を担当する職員を兼務することは原則認められない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	136	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の「職員」基準の緩和				
提案団体	長岡市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)で定める「職員」基準(従うべき基準)について、市町村の放課後児童健全育成事業の実情に応じた運用を可能とするよう「従うべき基準」の緩和を望む。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の「職員」基準において、放課後児童支援員については、当該基準第10条第3項の規定に該当し、都道府県が実施する研修を修了した者と定義された。  
「従うべき基準」として規定された「職員」基準が、長岡市において支障が生じることから、長岡市の実情に応じた運用が可能となるよう別紙のとおり緩和を望む。

## 根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第63号)第10条第3項

省令で定める設備および運営に関する基準については、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、都道府県、市町村の担当者、放課後児童クラブの関係者や専門家による議論を行い、平成25年12月25日に報告書を公表した。この報告書を踏まえ、平成26年4月30日に基準となる省令を策定したところである。

当該省令を踏まえ、現在各市町村においては、条例による基準の策定を進めているところであり、現段階で「従うべき基準」として規定された「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれがあり適当ではない。

さらに、本基準は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現場の担当者や専門家の議論を踏まえて定められたものであって、基準を緩和すると質の担保ができなくなる危険があり、慎重に検討する必要がある。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

長岡市では、地域の子どもたちを地域の中で見守り育むことを基本理念に、放課後児童クラブの運営をコミュニティ推進組織に委託し実施している。このような中、限られたコミュニティの中での人材確保は難しくなっており、当該省令第10条第3項の規定に該当する者が各コミュニティで確保できない場合は、児童クラブ自体が運営できなくなり、何よりも利用者に迷惑をかけることになる。

今回の「職員」基準で、職員の質の確保という観点から規定されていることは承知をしているところである。施行日において、第10条第3項の規定に該当しない現在の従事者が職を退かなければならなくなるため、引き続き従事できるよう経過措置を設けてもらいたい。

また、あらゆる方法で募集等を行っても規定に該当する者が見つからなかった場合において、児童クラブを休止することは避けなければならないため、その場合において資格要件に及ばない子育て経験者であっても、都道府県が実施する研修のほか、市が実施する研修また児童厚生員2級資格取得研修などを受けてもらいながら質の確保を図り従事できるようにしてもらいたい。

現在、地域の人々が主体となって放課後児童クラブの運営を行うことで、地域の中で成長していく子どもたちにとって、よりよい健全育成事業が展開されている。この環境を継続していくためにも、第10条第3項の規定に該当しない者でも子どもたちの成長を見守り支える人材として、資格要件にとらわれない運営が可能となるよう地域の実情を汲んだ運営が図られることを切望する。

### 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

### 全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上の支障が生じることが明らかになっているケースがある。特に経験に関する要件は2年間必要であるのに、省令が定められたのは平成26年4月、施行は平成27年4月からである。経過措置のあり方を再検討すべきである。

○ 併せて、ヒアリングの際に検討すると述べられていたとおり、省令第10条3項第9号にいう「放課後児童

健全育成事業に類似する事業」に係る通知を見直し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該省令においては、第10条第3項の各号にあたらない者であっても職員として従事できるよう、同条第2項において「1人を除いて資格要件のない補助員をもってこれに代えることができる」という規定を設けたところであり、補助者として従事することは可能である。

本基準は、専門委員会の議論を受けて定めたものであり、委員会の議論の内容と異なる内容に基準を変えることは適当ではない。

専門委員会では、放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であることから、職員は2人以上配置することとし、うち1人は有資格者とすることが適当であるとされた。

経過措置を設けるとすると、その間は、資格要件に当たらず、経験もない者のみで放課後児童クラブを運営することとなり、子どもの安全面を含め質を担保できないため適当ではない。

なお、省令第10条第3項第9号の規定にかかる通知については、第9号にあたる者の例をあげているが、最終的には市区町村長の判断としており、第9号にあたるかどうかは市区町村長が判断することになる。

さらに、提案団体からの意見では、限られたコミュニティの中で人材が確保できないとされているが、本年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」においては、市町村に教育委員会及び福祉部局の行政関係者、学校関係者等を構成員とした「運営委員会」を設置するなど、福祉部局と教育委員会の連携の強化について盛り込まれている。資格要件を満たす人材の確保についても、福祉部局と教育委員会の連携強化により対応できると考える。

## 【制度】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の「職員」基準において、放課後児童支援員については、当該基準第 10 条第 3 項の規定に該当し、都道府県が実施する研修を修了した者と定義された。

## 【支障】

### 支障内容（1）

現在、従事している者の中で、施行日において、第 10 条第 3 項の規定に該当しない者は、放課後児童支援員として勤務できなくなることから、現在、常勤で従事している者が職を退かなければならない事態が生じる（42 クラブ中 11 クラブ、13 名）ため、放課後児童クラブの運営に大きな支障をきたすものである。

省令附則第 2 条に経過措置が設けられたが、あくまでも研修受講に関してのみである。

### 支障内容（2）

長岡市は、「地域の中で子どもたちの成長を見守り育む」ことを基本理念として放課後児童支援員の雇用を含め、地域のコミュニティ推進組織に運営を委託し実施している。限られたコミュニティの中での人材確保は難しくなっており、地域を超えてハローワーク等を通じて募集をかけても担い手は見つかりにくく、特に有資格者の確保はとて難しい状況にある。

このような中で今後は、放課後児童支援員を雇用する際には、第 10 条第 3 項の規定に該当していることが第 1 条件になる。該当する者が万一いなかった場合には当該児童クラブにおいて放課後児童支援員が不足するため、児童クラブの運営ができなくなることが考えられる。

## 【必要性】

長岡市は、地域の中の人材を活用しながら、有資格者のほかに子育て経験者を児童の指導にあたる者として、コミュニティを単位に子どもたちを見守り育む環境づくりを推進してきている。地域コミュニティを核として、子どもたちが育つ身近な地域の中で、地域の人々が主体となって健全育成事業が行われている姿はまさに長岡モデルといえる。第 10 条第 3 項の規定に該当しない者でも子どもたちの成長を見守る担い手として、これまでも主体となって運営を支えてきている人材であることから、これまでの形態を継続させてもらいたい。資格要件にとらわれない運営が可能となるよう地域の事情を汲んだ運営が図られることを切望する。

## 【解消策】

### 支障内容（1）について

研修受講期間に経過措置が設けられたように、施行日において第 10 条第 3 項の規定に該当しない現在の従事者が職を退くことなく、引き続き従事できるよう経過措置を設けるべきである。

### 支障内容（2）について

あらゆる方法で募集等を行っても第 10 条第 3 項の規定に該当する者が見つからなかった場合には、当該資格要件に及ばない子育て経験者であっても従事できるようにする。また、都道府県が実施する研修のほかに、市が実施している研修をこれまでどおり受けてもらうことで、当該資格要件に準じた者として従事できるようにしてもらいたい。

## 放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の体制について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）の「職員」基準の適用により当市として支障が見込まれる下記内容について、新潟県内19市、特例市38市に状況調査を依頼し集計したものである。

- 調査依頼期間：9月24日（水）～10月2日（木）
- 調査を依頼した自治体：新潟県内の市19市、特例市38市　合計57市
- 調査回答があった自治体：50市

（質問1）「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の適用により、放課後児童クラブに現に従事している者が、平成27年4月1日以降「無資格者」になる者がいますか。

- ・いる　（38団体）
- ・いない　（12団体）

### ※「いる」と回答があった主な状況(主な回答)

省令第10条第3項第3、9号に該当しない経験年数が2年に満たない無資格者がいる。

（質問2）有資格者の確保が難しい中で、有資格者が少人数であることなどから、クラブ運営に支障が生じるおそれがありますか。

- ・支障が生じるおそれがある（27団体）
- ・支障が生じるおそれはない（23団体）

### ※「支障が生じるおそれがある」場合どのようなことが考えられるか。(主な回答)

- ・有資格者が1～2名の場合、その日のシフトや休暇取得のために基準を満たさない日が出てくるおそれがある。
- ・平日は基準を満たすが、長期休業日や土曜日の体制で基準を満たさない日（時間）が出てくるおそれがある。
- ・有資格者を常に確保することが難しい。指導員の退職（年度途中など）により、有資格者がいなくなった場合に運営に支障が生じるおそれがある。
- ・利用児童数の増加により、支援員の増員が必要になるが、事業を委託している事業者によっては、人員の確保が難しいケースが考えられる。
- ・職員の経過措置の期限以降、退職などによる補充が必要な場合、県の研修終了後でないと支援員として雇用ができないことから、早急な対応が行えず、運営に支障が生じることが想定される。
- ・各自治体が支援員の確保に動く、少ない有資格者を各自治体で奪い合う形になるため、給与面で有利な地域に人材が流れてしまう可能性が高く、支援員の確保がより困難になることが想定される。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

省令で定める設備および運営に関する基準については、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、都道府県、市町村の担当者、放課後児童クラブの関係者や専門家による議論を行い、平成25年12月25日に報告書を公表した。この報告書を踏まえ、平成26年4月30日に基準となる省令を策定したところである。

当該省令を踏まえ、現在各市町村においては、条例による基準の策定を進めているところであり、現段階で「従うべき基準」として規定された「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれがあり適当ではない。

さらに、本基準は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現場の担当者や専門家の議論を踏まえて定められたものであって、基準を緩和すると質の担保ができなくなる危険があり、慎重に検討する必要がある。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。

・放課後児童クラブ等について、現状では受入能力が不足しており、国ではその倍増を打ち出している。その実現のためには、地域の実情に応じたクラブの設置が可能となるよう、「従うべき基準」の参酌基準化が必要である。

・「従うべき基準」でなければ質が担保できないとの理由は適当ではなく、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する者（放課後児童支援員）の資格や配置以外の参酌基準とされた事項についても市町村において適切に基準の策定が進められている。

・現在、各市町村で条例による基準の策定が進められているが、「従うべき基準」が「参酌すべき基準」となったとしても、条例の改正を適切に行うだけであり、「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に変更しない理由にはならない。

#### 全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上の支障が生じることが明らかになっているケースがある。特に経験に関する要件は2年間必要であるのに、省令が定められたのは平成26年4月、施行は平成27年4月からである。経過措置のあり方を再検討すべきである。

○ 併せて、ヒアリングの際に検討すると述べられていたとおり、省令第10条3項第9号にいう「放課後児童健全育成事業に類似する事業」に係る通知を見直し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきである。

本基準は、専門委員会の議論を受けて定めたものであり、委員会での議論の内容と異なる内容に変更することは適当ではない。

専門委員会では、放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であることから、職員は2人以上配置することとし、うち1人は有資格者とすることが適当であるとされた。

この専門委員会の議論を受け、職員の資格・員数については、子どもの安全に直接影響を与える事項であり、放課後児童クラブの質を担保するため、国としての最低基準として「従うべき基準」としたものであり、「参酌すべき基準」に変更することは適当ではない。

また、本年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」においては、都道府県及び市町村に、教育委員会・福祉部局の行政関係者、学校関係者等を構成員とする「推進委員会」及び「運営委員会」を設置するなど、福祉部局と教育委員会の連携を強化することが盛り込まれている。人材の確保についても、福祉部局と教育委員会の連携の強化により対応できると考える。